

令和5年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年3月3日（金）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和5年3月3日（金）午前8時57分
閉 会 日 時	令和5年3月3日（金）午後4時04分
委 員 長	織田 京子
委員会出席議員	
委 員 長	織田 京子
副 委 員 長	潮田 幸子
委 員	菅野 博子      加藤 久子      金澤 孝太郎 野本 恵司      諏訪 三津枝
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 号	鴻巣市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部を改正する条例	原案可決
第 9 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 10 号	鴻巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 11 号	鴻巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 12 号	鴻巣市特定教育・保育及び特定地域型保育に係る利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 13 号	鴻巣市川里創作館設置及び管理条例を廃止する条例	原案可決
第 14 号	鴻巣市高齢者福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	否 決
第 15 号	鴻巣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 22 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 13 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 24 号	令和 4 年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 30 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 33 号	令和 5 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部副部長	佐々木晴美	教育部長	齊藤 隆志
こども未来部参事兼		教育部参与	大島 進
子育て支援課長	高子 英江	教育部副部長兼	
こども応援課長	佐々木志万子	教育総務課長	鳥沢 保行
保育課長	矢澤 潔	教育部副部長兼	
		学務課長	上岡 勝
(健康福祉部)		教育総務課中学校給食	
健康福祉部長	木村 勝美	センター所長（課長級）	竹井 豊
健康福祉部副部長	沼上 勝	生涯学習課長	高橋 和久
健康福祉部参事兼		学校支援課長	穂山 孝幸

健康づくり課長兼  
新型コロナウイルスワクチン  
接種推進チーム課長 清水 恵子  
福祉課長 服部 和代  
障がい福祉課長 新島 政博  
介護保険課長 宮澤多喜也  
新型コロナウイルスワクチン  
接種推進チーム副参事 中山 尚子  
介護保険課副参事 中根 洋子

学校支援課教育支援  
センター所長（課長級） 久保田明子  
スポーツ課長 川口 修  
中央公民館長（課長級） 新井 隆司

吹上支所副支所長兼地域  
グループリーダー（課長級） 大島 和之  
吹上支所市民グループ  
リーダー（副参事級） 川又 敦子  
川里支所副支所長兼福祉  
グループリーダー（課長級） 吉田 勝彦

書 記 佐伯 幸子  
書 記 中島 達也

(開議 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) 少し早いのですが、ただいまより本日の会議を開きます。

議案第 30 号 令和 5 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明は昨日終わっております。質疑から入ります。質疑はありませんか。

(野本) それでは、議案第 30 号の令和 5 年度鴻巣市一般会計予算について幾つか質問をいたします。

まず、予算書の 187 ページから始めたいと思います。子どもの医療費支給事業ですけれども、予算額 3 億 6,889 万円になっております。この予算額に対して、子どもの医療費というのはここ数年どういう推移をしているのか、事業費の実績、それから今後をどのように見ているのかということ伺いたしたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) おはようございます。それでは、野本委員のご質問にお答えいたします。

まず、子どもの医療費の今後の見込みにつきましてお答えします。近年、こども医療費の支給事業の状況としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が出始めた令和 2 年では、子どもたちの受診控えにより大きく支給額が減少しました。令和 3 年、4 年で徐々にコロナ前の状況に回復しております。令和 5 年度の当初予算では、コロナ前の水準の 94.5% まで今現在回復していると見込んでおり、出生数の減少に伴い児童数の減少もありますが、令和 6 年度ではコロナ前の状況にどんどん回復していくのではないかと考えております。

また、推移というところの数字のところでご説明させていただきます。令和元年度の予算は 3 億 4,500 万円に対して、約で申し上げますが、決算額としては 3 億 2,180 万円ほど。令和 2 年度は、2 億 9,400 万円に対して、決算額としては約 2 億 7,700 万円。3 年度につきましては、3 億 3,440 万円に対して 3 億 2,900 万円ほど。令和 4 年度の見込みになりますが、今回ちょっと補正をさせていただきまして、3 億 6,700 万円の予算に対して、見込みとしましては 3 億 6,700 万円ほどを見込んでおります。

以上となります。

(野本) やはりコロナ禍で一時下がったと。要するに医療費としては下がった。つまり児童生徒の年齢の子どもたちが医者にかからなかったということですよね。まず、その辺の要因というのはどのように把握されているのでしょうか。要するにコロナ感染を恐れて行かないということなのかどうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 委員のおっしゃるとおり、コロナが発生した当時は受診控えということで病院になるべく行かないようにというような、よそに出歩かないようにというような、不急というようなお話もあったかと思います。その当時は医療にかかるのを控えていたという状況だったかと思われまます。

以上です。

(野本) その後回復をしているのですけれども、保育所ですとか学校などは子ども、児童への感染が増えてきて、学級閉鎖だったり、学年閉鎖だったりということがありました。その辺りまで、ここ去年とか、その辺になると受診はコロナの影響で増えたというふうにも受け止められるのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今現在、今回令和4年度の、先日即決議案のほうでさせていただきましたが、最近ではやはりコロナになったり、インフルエンザが流行し始めて、病院にかかって陽性とか陰性とかのそういった検査等も含めて、なるべく早めに受診するというような流れになっておりまして、その流行も後押しして受診のほうは多くなっているのかと思われまます。

以上です。

(野本) 今度は推移のほうからの観点で伺いますと、コロナになる前というのは元年の数字だと思うのですけれども、元年の先ほど答弁いただいた数字と比べると、5年度、今後の事業費は増えているということですね。少子化でその対象となる子どもは減っているけれども、事業費は逆に増えている。この辺はどのように捉えているのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 先ほど推移を述べたとおり、最近ではコロナ前の水準に戻ってきております。委員のおっしゃるとおり児

童数は減っておりますが、病院にかかる総数は今現在増えている状況になります。県内現物給付ということも昨年の10月から開始されたことによつて、受診しやすくなったという環境でございます。現物給付のほう落ち着きますと、ある程度の水準というかは見通せるのかなと思いますが、やはり今コロナの流行、または季節的なインフルエンザの流行等でやはり医療費というのは少しなかなか見通しが見えづらいものがあるのかなとは考えております。

以上です。

（野本）見通しはなかなかしにくいけれども、予想としては、今後はそうすると、児童数と受診とのバランスを考えていくと、それほどこの事業費が伸びていくということではないのかなというふうには感じるのですけれども、どちらかという横ばいで推移するのかなというふうには私を感じるのですが、その辺はいかがでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）そうですね。やっぱり子どもの減少と、ただその受診率とかを比較したときには、なかなかちょっと見通しは見づらいのですが、事業費としてはそこまでは伸びないのかなとは思っています。ただ、今回ちょっとコロナの関係が今度5類になるとなるとなると、また今度医療費に係る自己負担分が増えますので、その辺はやはりちょっと難しいかなとは思っています。

以上です。

（野本）分かりました。

では、次に191ページのこのとり出産祝金支給事業、それから193ページにあります出産・子育て応援給付金支給事業、この2つの事業そのものに対する質問というわけではないのですけれども、その影響の部分として伺いたいのですけれども、やはり全国的な課題として少子化をどう克服していくか。この2つの事業のそれぞれの目的っていうものをちょっと改めて示していただいで、その目的をもうちょっと明確に私としては把握していきたいというふうに思っております。その部分が最初の質問になりますので、お願いします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）2つの事業に対してご説明させ

ていただきます。

まず、1つ目のこのとり出産祝金の支給事業の目的としましては、今回埼玉県のほうで子育てファミリー応援事業という形で新規事業となっております。この事業を受けまして、鴻巣市としましても今回このとり出産祝金支給事業のほうを行います。こちらの目的としましては、コソダテというのが孤立の孤育てですね、とワンオペ育児などを防止するために県と市が連携して子どもを出産した世帯に対して子育て用品、県のほうは子育て用品を贈る、また市としては祝い金を贈るといったような目的の事業となっております。

もう一つの子育て応援給付金支給事業なのですが、こちらは国のほうが昨年12月に補正を組みまして、全国的にやる事業となっております。こちらの目的としましては、核家族化が進んで地域のつながりが希薄となる中で、これも孤立感、不安感を抱く妊婦、子育て家族が少なくなく、全ての妊婦、子育て家庭が安心して子育てができるような環境整備ということで目的を定めております。妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じる様々なニーズに即した必要な支援につなぐ、こちらが伴走型の相談支援と経済的な支援を一体的に実施する、そうやって安心して子育てができるようなことを目的とした事業となっております。

以上です。

(野本) そうすると、効果として、安心して子育てができる、子どもを産むことができるってということから、子どもをつくろう、育てようっていうのですか、産もう、育てようっていうふうにつながるものが効果として見えてくると思ってよろしいのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 委員おっしゃるとおり、この目的としましては、やっぱり皆様に安心して子育てができる環境というところが大事な目的なのかなとは思っております。

以上です。

(野本) では、次に195ページの母子家庭等対策総合支援事業2,149万9,000円の事業ですけれども、この中の扶助費が自立支援教育訓練あるい

は高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度合格支援給付金と、それぞれ扶助費ありますけれども、事業費の推移という部分ですか、ここ数年の、それと今後の見込みについて伺いたいのので、お願いします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 母子家庭等対策総合支援事業の中には幾つかの事業に分かれております。今扶助費ということでご質問がありましたので、まずは高等職業訓練促進の扶助費に関しての推移を申し上げます。令和元年度の決算額としましては1,437万2,000円、令和2年度は876万8,500円、令和3年度は666万8,000円となっております。続きまして、自立支援教育訓練ですが、こちらのほうは令和元年の実績としましては1万5,292円、令和2年度は5万820円、令和3年度は10万3,138円。

高等学校卒業程度合格支援給付金ですが、こちらは残念ながらちょっと実績のほうがここ数年ございません。

以上です。

(野本) この事業の今後の見込みという部分、これ年度によって全く違うというふうに捉えてよろしいものなのでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) こちらの事業なのですけれども、年度によって多少は違うのですが、比較的件数としては、上下はありますが、比較的安定したように伸びたりはしております。

(野本) そうすると、今後の見込みとしては大体積算できるといいますか、予算が見通しつくれるということでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 失礼しました。今後も母子家庭総合相談支援事業というのは、そういった独り親の家庭の支援になりますので、PRしながら、こういった事業があるよということでお知らせする中で、この事業実績のほうを伸ばしていきたいと考えております。以上です。

(野本) 分かりました。

もう一つだけちょっと基本的なことを伺いたいののですが、独り親家庭の事業と母子家庭に対する事業っていうのが事業費の名前の部分で違いが



あるのですけれども、そこは何か意図があるものなのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）失礼しました。名前の呼び方なのですけれども、独り親というのが私の表現がちょっと誤りで、独り親家庭等というような表現になっておりますので、母子家庭とは限らない事業もございます。

以上です。

（野本）この事業は母子家庭の支援事業なので、女性の親を対象にした事業というふうに捉えればよろしいということでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）私のご説明不足で申し訳ございません。こちらの事業名も母子家庭等対策総合支援事業となっております。こちらの母子家庭というのがもともとあったお名前だったものですから、母子家庭という表現を今は使っているのですけれども、「等」を入れることによって広くそういった家庭を支援したいという事業となっております。

以上です。

（野本）分かりました。ただ、その次に、これは通告していないけれども、次に出てくる母子生活支援施設措置事業と違ってというのは「等」が入っていない。これこだわる内容ではないけれども、違いがあるのか、ないのかということ伺いたかったということなのです。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）分かりました。次の事業の母子家庭に関しましては、どちらかというとお母さんと子どもを一時的に施設に避難させるような事業になりますので、これは母子家庭という形になります。

以上です。

（野本）分かりました。

では、次に225ページの地域医療体制整備基金積立金について伺いたいのですが、もともこの基金ができてきた経緯というのは総合病院を誘致したいという意図から基金をつくってきた。ただ、それがなかなか進まないこともあり、地域医療体制整備という名目で基金をさらに存続、継続してきたというふうに思っておりますが、総合病院誘致に対する市長

の方針というのはどのように示されているのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）総合病院の誘致につきましては、長年市民の皆様が待ち望んできた事業でございます。毎年実施しておりますまちづくり市民アンケートでは、産科、小児科の整備を希望するご意見がある一方で、総合病院の誘致に係る市の財政負担を心配する意見等もいただいております。もちろん大きな財政負担がなく誘致できることが市としては望ましいことですが、今後は本市の医療課題の解決を総合病院の誘致のみに頼るだけでなく、医師会の先生方のご意見も伺いながら、地域体制の整備について多方面から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

（野本）そうすると、今の答弁の後半の部分は総合病院誘致をそんなに直視していないというふうに受け止められるのですが、ニーズがあるのは認識しているけれども、実際にそれに対するリスクと申しますか、心配、財政的な心配もあるので、そうではない方向性を模索しているというのが方針なのかなというふうに受け止められるのですが、いかがでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）委員のおっしゃるとおりでございます。

（野本）実際のところ、県央地域における病床数の制限ですとか、ずっと抱えている課題というのもあるので、難しい。さらに言うと、医療機関は別に公的なものではなく、民間事業者がやっているわけですから、そんなに簡単な話ではないなというふうには思いますけれども、だからこそ市がどれだけの決意を持ってその誘致をしようとしているかが誘致できるかできないかということにつながっていく。近隣でいえば加須市さんが去年の6月でしたっけ、済生会病院ができましたけれども、相当な額を市のほうも出していると。そのやはり覚悟があるのかないのかというところなのかなというふうに思いますけれども、そうすると今後当面は総合病院については鴻巣市にはないというふうに感じるのですが、部長はどのように見ていらっしゃるでしょうか。

(健康福祉部長) 総合病院誘致でございますが、市長と認識を同じくしているところとしては、現状この県央医療圏の公募病床数は現在30になっております。これは、基準病床数の計算、これは過去の医療需要とか人口とかから機械的に割り出される、国が定めた計算式があると聞いております。そこから既存病床数、現在この圏域に病床が幾つあるのか、この中には、何回か申し上げておりますが、がんセンターであったり、リハセンが含まれており、なかなかそれらは県央だけではなくて埼玉県各地域からいらっしゃるものですから、外してほしいとは訴えておりますが、なかなかその既存病床数の計上方法が変わらない。そうすると、差引きすると公募病床数が少なくなってしまう。それは市長も県議の時代に知事に訴えて国に意見を届けていただいておりますが、なかなか実現しないというところなんです。この既存病床数、基準病床数、公募病床数、これが変わらない限りは、現状大きな病院の誘致は厳しいという認識では一致をしております。もう一つが、今後鴻巣市においては大きな事業が控えております。それを、優先度はつけられないとは思いますが、事業化されるのが見えておりますことから、大きな財政負担を負っての病院誘致はなかなか難しいだろう。この2つは市長と認識を同じくしているところでございます。ただ、やっぱり市民のニーズがあるということは承知しておりますので、チャンスがあればというところで、引き続き来年度においても地域医療構想調整会議で情報収集を行いながら、県の第8次の病院の整備計画が5年度に計画され、8年度から動き始めます。そこがどうなるのかも見極めたいというところでございます。以上です。

(野本) 今、あと何分あるか聞こうと思ったのですが、あと5分というサインということなので、困ったなと思っておりますけれども、続きまして自殺対策事業、233ページに入らせていただきたいと思います。コロナ禍の自殺者数の推移について、まず伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) コロナ禍の自殺者数の推移にお答えいたします。

自殺者数は、これまでこの10年間になります。警察統計からの数値で

お答えいたします。この10年間で20人前後で推移してまいりました。令和2年は30人と急増しております。また、翌年の令和3年は16人、令和4年は、暫定値でございますが、10人に減少いたしました。

以上でございます。

(野本) コロナのときは非常に心配をしたのですが、その後は安定、安定というか、また元に戻り、減少が続いているということで安心しました。今後、第2次の自殺対策計画の策定が行われていきますけれども、この中には国は何か指針を出しているのでしょうか。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 昨年の夏(P43「令和4年10月」に発言訂正)に自殺総合対策大綱が見直しをされました。その中で重点施策ということで、これまでの施策に加えまして、女性の自殺対策、そういったところをさらに推進ということがございましたので、本市におきましても計画の重点施策に盛り込み、どのような取組ができるかというのを関係課と連携して、また本年度健康づくりアンケート、計画のためのアンケートを行っておりますので、そういったものを参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(野本) では、次に343ページの教育部、学力向上支援事業について伺いたいと思います。

議案の説明会の際にも説明がありました。その中で現状の学力の実態、それから目標をどのように捉えているのか伺います。

(学校支援課長) 学力向上支援事業につきまして、今年度の現状についてでございますが、今年度、全国学力・学習状況調査、それから県の学力状況調査の結果分析、こちら教育委員会と、それから学校のほうで行っております。全国テストの結果におきましては、おおむね県と同じくらいの数値に平均正答率はなっております。県のほうでは、おおむね県の平均を上回っている教科が多いです。ただ、目標といたしましては、県の平均を上回った学校の割合、これが割合としては小学校は47.2%、中学校では48.4%。市の総合振興計画におきまして目標としては60%としておりますので、その点には届いていないというふうに、課題がある

というふうに捉えております。

以上です。

(野本) 事業としてはデジタル技術の活用、パソコンの導入を行って学力向上を目指していくということがありますけれども、どのようなことがパソコンを利用してでき、またどのようなことは従来の教育の課程の中で伸ばしていくというふうな計画になるのでしょうか。

(学校支援課長) この学力向上支援事業におきまして、来年度、小学校児童の学力の向上を図ることを考えております。資料にはございますけれども、1年生から3年生までにデジタル教材、そして4年生から6年生のほうに総合学力調査を導入する計画でございます。1年生から3年生のほうにはチェックテストを行って、子どもたちのそれぞれの学力、それから問題を解いていく上での特性、子どもが持っている個々の特性などを分析して、本人、それから教員のほうもそれも把握をして、個に応じたよりよい指導であったり、学び方であったり、そういったものを、学びの質の向上を図ることを考えております。

(野本) この事業はデジタルを活用すると全体的に把握、検証できるというふうに思ってよろしいのでしょうか。それで、その検証を基にさらに向上を目指せるような仕組みにできているのか、できるのか、その辺を最後に、最後にといいますか、時間切れで伺いたいと思います。

(学校支援課長) それぞれこのデジタル教材または4年生以上の総合学力調査を受けることで児童個々のデータ、帳票であったり、子どもたちのそれぞれの特性の分析が出ます。それを子どもたち、それから保護者ももちろん、そしてまた教員が把握することで個に応じたまた新たな問題が端末で作成されて、また取り組むことができます。来年度、小学校のほうに導入をしていきまして、そういった子どもたち個々の検証もできますし、またクラスであったり、学校全体であったり、検証することができますので、それを生かして次年度以降のこの事業の取組をまた検討していきたいと考えております。

以上でございます。

(野本) ちょっと答弁漏れの部分だけ伺いたいのですけれども、デジタ

ルによらない教育の部分というのはどういうものとして受け取ればいいのか。

（学校支援課長）あくまでこのデジタル教材等の導入というのは、いわゆる今重要とされている個別最適な学び、それから協働的な学びの一体化のための一つのツールであるというふうに考えています。当然ながら、学習指導におきましては、教員の指導力の向上であったり、そういった学びの質、こちらが本質であると考えておりますので、これまでも取り組んできておりますが、学校訪問であったり、また指導の重点という資料を市教委のほうで出して、各校に、全教職員に配っております。こういったところで指導力の向上に努めながら、こういったツールも活用して学力向上、底上げをまずは小学校のほうで図っていきたいと考えております。

以上です。

（委員長）本議案については、6名全員から通告がございます。それで、副委員長が、時間30分なのですが、5分前から黄色い紙をかざしています。皆さん質問のほうに目を向けていることが多いので、自分の質疑になりましたら、ぜひ時々こちらを見ていただいて、あと5分、あと3分だということを確認していただきたいと思います。

それと、今前例が出ましたので、28分とか29分ぐらいに質問が出た場合には、1回目の答弁だけは認めます。それが一、二分ちょっと遅れても、今前例が出ましたので、ほかの委員さんにも適用したいと思います。

（加藤）それでは、議案第30号の文福に関する中での質問をしまいにします。

まず最初、115ページ、ふるさと館維持管理事業の中なのですが、今小中一貫校のことでこのふるさと館のある場所を想定している。はっきりまだ結論が出たわけではなく、決定したわけではないのですが、今回のふるさと館の関係での予算が2,084万5,000円というふうなことで計上されているのですが、来年度、令和5年度については、どうということはもちろんないかと思うのですが、今後について、このふるさと館維持管理事業ということをどのように考えていられるのかを

聞きたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）お答えさせていただきます。

今後のふるさと館ということなのですが、川里地域につきましては、今、小中一貫校または義務教育学校の新設の候補地ということで、ふるさと館の辺りがなっております。あくまでもこれはまだ候補地ということでありまして、これから基本構想、基本計画を策定する中で、その検討の中で具体的な敷地を定めていくというような形になります。ふるさと館には教育支援センターをはじめ複数の施設がございますけれども、各施設の今後の在り方なんかについても検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）昨日のひまわり荘もそうですけれども、ここで一体に川里地域の複合施設になっているわけです。来年度の予算ですから、予算をまだ続行するわけで、予算をもちろん組まなければいけないのですけれども、その辺をいつ頃までにあそこの複合施設をどうしようというふうな検討をされようとしているのかを伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）川里のほうの小中一貫校、また義務教育学校につきましては、最短で令和10年度ということ考えておりました、令和5年度につきましては基本構想、基本計画、その後、令和6年度、7年度ぐらいで実施設計ですとか、そういったところに入っていくたいと思います。そうしますと、令和8年度ぐらいにはもう、取りあえず今年度敷地が計画されますので、今後の実際何年までどうするとかって、その辺につきましても大体見えてくるのかなと思いますが、いずれにしましてもまだこれから計画を策定するという段階ですので、はっきりと何年度に行いますということはまだお答えできない状況ではございます。

以上です。

（加藤）次に行きます。

159ページ、民生児童委員の関係です。昨年12月からまた新しい民生児童委員さんでスタートしたかと思うのですが、配付された民生委員さん

の名簿を見せていただいた中でかなり、前よりももっとさらに欠員が出てきてしまっているのではないかなと思うのですが、前回もそのままずっと欠員になってしまっている。そこにまたプラスしてほかの地域でもそういう欠員になっているということ。行政としてはそれをどういうふうに捉えて、どうしたら、やはり地域の人たちへの福祉ですから、やはり、そうはいつでも行政的にお願いできるものではないので、大変難しいと思うのですが、今までの前回の任期の部分と、またこれからも、まだスタートしたばかりですが、どんなふうにそれを捉えているのかを伺います。

（福祉課長）お答えいたします。

令和5年1月現在の民生委員のまず数ですけれども、定数202名のうち、令和5年1月の委員数は189名となっております。この189名の内訳ですけれども、民生児童委員が170名、主任児童委員19名、合計で189名となっております。差引きで令和5年1月現在の欠員が13名という形になります。委員がおっしゃるとおり、民生委員・児童委員は地域を基盤として活動していただいていることから、大変自治会や町内会のご協力をいただきながら推薦をしていただいているところなのですが、なかなか、自治会等の役員も最近では輪番制という形で聞いておりますので、その地区から地域住民のことがよく分かった方が推薦に上がってこない状況で、候補者の選任も難しいということで欠員が生じてしまっている状況にあるのではないかと担当としては推測をしております。ただ、地域に民生委員さんがいないということで地域活動の妨げになってしまったりは担当としても困りますので、まず民生委員・児童委員の活動内容などを市として周知をしてまいりまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

（加藤）実際、前は5地区ぐらいでしたっけ、今回ほどには多くなかったと思うのですが、地域での民生委員さんがいなかったことよっての支障があったとか何かあって、そういう例はあったのかないかを伺います。



(福祉課長) 今支障があったかどうかということですが、民生委員の協議会のほうで、その辺はやはり支障がないように、定例の地区でお互い協力をし合いながら欠員のところの地区についての見守り活動等やっていたらというふうに報告を受けております。以上です。

(加藤) 民生委員さんのお仕事は本当大変は大変だというふうに思うのですが、行政としてもいろいろと努力をして、少しでも、一人でも二人でも欠員のところの方でのいろいろ直接お話をしやっていたらと思います。

次に行きます。161ページ、地域福祉……その前ですね。159ページです。避難行動要支援の関係ですが、避難行動の要支援の方はたくさんいらっしゃる中で、まだ登録されている方が少ない。今度新たに要支援に登録された方にアンケートを取ることなのですが、その以前の方はどうするのか、新しい方にアンケートということですが、それはどういうことなのかを伺います。

(福祉課長) お答えいたします。

新たに要支援者になった方にアンケートという内容でご質問いただきました。この方たちなのですが、制度のまず周知をするとともに、避難行動要支援者名簿の登録についてのまずご意思の確認をしたいと思っております。あとは、支援者に、その該当になる方に生活の近況状況などを聞き取りをいたしまして、最終的には名簿の登録についてご意思があるかどうかの確認をしたいと思っております。あわせて、ふだんの福祉サービスですとか、生活をする状況の中でお困り事などがあるのかなのか、そういったようなアンケートにアンケートを組み込みまして、今後の制度の実施に生かさせていただきたいと思っております。以上です。

(加藤) この要支援の方って、やはりなかなか行政では把握し切れないのかなと思うのです。やはり民生委員さんなり自治会さんのほうからいろいろとそういうふうなことですると思うのですが、大体要支援に登録される方っていうのは、やはり本人自ら、では私お願いしますと

ということが多いのか少ないのかお聞きします。

（福祉課長）やはり自ら避難行動要支援者に登録をしてくださいというふうに来られる方はなかなかいらっしゃらないかと思うのですが、昨年1件だけ、ご家族の方が避難行動要支援者の制度について窓口で、自分のご両親のことだったのですけれども、ご相談にいらした方はいらっしゃいました。なかなかご自身でこの登録をしてくださいという方は難しいと思いますが、重ねて制度の周知等を行ってまいりまして、いろいろな方たちからつながればいいなと思っております。

以上です。

（加藤）それらの周知なのですけれども、そういうのを要支援に対象になるような方にはなかなか分かっていただけていないということがあるかと思うのですが、それというのは自治会のほう、また民生委員さんの方が回ったりとか、いろんな話を聞いた中で、この方にはぜひそういう登録していただきたいというふうな、そういう話をされているのでしょうか。

（福祉課長）民生委員さんのほうの定例の中では度々、毎年こちら登録をしていただいている名簿を提供する中でも制度の周知はお願いをしているところがございます。あとは、自治会連合会のほうとかにもこれから周知についてご協力をお願いしようと検討しております。

以上です。

（加藤）実際登録されている方に対しての名簿の管理、そしてどういった活動を実際に、要支援をされている実態があるのかを伺います。

（福祉課長）まず、実際に登録をされている方の名簿の管理ということでは、こちらは、担当としましては、まず登録の際にこういった関係者の方に情報を提供することは同意をいただいております、そちらを申込みいただいた時点でシステムにて管理をしております。毎年名簿を民生委員さん、自治会長さん等にお渡しするときには、こちらの名簿のほうから整齊をしましてお配りをしているところです。あと、活動についてということでは、こちらは民生委員さん等に名簿をお渡しする際に民生委員さんのほうで訪問に使っていただいているとい

うふうに聞いております。

以上です。

(加藤) 161ページの地域福祉計画ですけれども、今回計画を策定するという事なのですが、新たに計画内容に行政として何か計画している内容があったら教えてください。

(福祉課長) 答えいたします。

地域福祉計画でございますが、地域福祉計画は、社会福祉法の107条の規定に基づいて市が地域住民等の参加を得て地域の課題を明らかにし、その解決策やその量、体制などをまず協議をして目標を決め、整備することとされているところです。今回策定するのは第4次計画になりますが、今までの計画同様に社会福祉協議会が策定することになっております地域福祉活動計画も一緒に策定をします。あと、新たにということですが、成年後見の利用促進実施計画、または令和4年4月から担当配置をしました地域共生担当の基になります重層的支援体制整備事業実施計画と一体的に策定をする予定としております。

以上です。

(加藤) 時間がないので、次に進んでいきます。

165ページの難聴児の補聴器の関係です。今回新規事業ということで、とても本方がいいことだと思うのですが、予算計上はされている金額あるわけですが、ある程度の人数把握はされているのかどうか伺います。

(障がい福祉課長) 難聴者の正確な人数を把握することはできませんが、64歳以下では10件を見込みました。

以上です。

(加藤) 来年度から始まるわけですし、やっぱり不便をされている方がどのぐらいいるか私も把握もちろんしていませんけれども、やはり何かの折にそういった周知をしていただきたいと思いますのですが、まずこれが議決しないことには始まらないわけですが、いつ頃そういった方が把握できるような情報を提供するような形を考えているのかお聞きします。

（障がい福祉課長）周知につきましては、市の広報のほか、ホームページ等を利用して周知していきたいと思っております。

以上です。

（加藤）次に行きます。

199ページの子どものための安全対策事業ということで、その中でいろんな備品をっていうふうな内容があるかと思うのですが、どんな備品を考えているのかを伺います。

（保育課長）お答えします。

今回の備品につきましては、主にプール活動を行う際の熱中症対策として自立式のテントと転倒防止用のウェートを購入するものです。

以上です。

（加藤）これは、要望のあったところに準備するというふうなことなのでしょうか。

（保育課長）こちらのほうで各保育所に要望を確認しまして、必要というところに今回購入するものになっています。

以上です。

（加藤）次に行きます。

223ページの障がい者等の歯科検診の関係、なかなか普通の歯科医院では診察していただけないところで、あそこのアネックスビルの中（P64 発言の訂正あり）でですか、あちらでやっていると思うのですがけれども、委託事業ということでやっているわけですがけれども、その受診者と委託料との関係というのは、委託料ですから、年間通しての委託料としてお願いするわけでしょうけれども、それなりのやはり受診者が毎年いらっしゃる中での計算でこのようなことを計上されているのかと思うのですがけれども、その辺どうなのですか。

（障がい福祉課長）受診者数と委託料の関係なのですが、障がい者等歯科診療運営業務委託料の委託料は鴻巣市障がい者等歯科診療運営業務委託の中で決められており、受診者数によって委託金額の変動はございません。

以上です。

(加藤) 233ページの自殺対策事業で、先ほど前任者もこの件で質問があったわけですが、これも自殺対策の計画の見直しで、先ほどの中では最近やはり女性の方も多いうふうなことで、そういったことも踏まえた中で計画をとというふうなことになるのかと思うのですが、具体的に計画の見直しというのは何を目的に見直しをされるのか伺います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長)主に現計画の中には208項目の生きる支援策というものがございます。それにつきましては、自殺対策の視点を加えた事業を全庁的な取組として今展開しているところでございます。その進捗状況を毎年、自殺対策庁内推進委員会、また連絡部会で確認しておりますけれども、今後担当課からヒアリング等を行い、その達成状況を確認して、新たな取組となるものがあるのか洗い出し等を行って、さらに推進をしていくような方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

(加藤) 次に行きます。

325ページです。小中学校適正配置及びの関係ですが、ここに小・中学校のあり方研究懇話会というふうなことがあるわけなのですが、その懇話会の構成メンバーをまずお聞きします。

(教育部副部長兼教育総務課長)お答えいたします。

あり方研究懇話会のメンバーですが、教育委員会で定めた要綱によりまして運営しております。委員は12人以内をもって組織いたしまして、学識経験者、鴻巣市自治会連合会の役員、鴻巣市PTA連合会の役員、鴻巣市立小中学校長、市内の私立保育園の園長、市内の幼稚園または認定こども園の園長、その他教育長が必要と定める者の中から委嘱するという形になります。

以上です。

(加藤) その懇話会を今構成メンバー、12名のことでというふうなことであるわけで、ではまだ構成メンバーは決まっていないかと思うのですが、幼稚園なり自治会なりというふうなことがありますけれども、どうい

ったところに、例えば自治会っていえば、自治会は何百町内かあるわけですね。そういう中でどういうふうなことでお願いをするのか。この懇話会の中身はどういったことをこれからやっていこうとしているのかを伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）今回の懇話会なのですけれども、具体的には小谷地域の通学区域の検討をちょっと考えたいと思っております。メンバーといたしましては、小谷小学校の関係ですので、小谷小学校の校長やPTAの代表、小谷地域の自治会の会長、また検討の対象となっております吹上小学校ですとか、赤見台第二小学校、箕田小学校の関係者等をお願いしたいというふうに思っております。そのほかに、私立の園長ですとか、先ほどのご説明申し上げましたメンバーを必要に応じてお願いしたいと思っております。

以上です。

（加藤）小谷小学校の通学区域の関係というふうなことなのですね。その懇話会の内容は分かりましたけれども、そうであるなら、今答弁の中でもなるべくその地域の方の構成メンバーでというふうなことなのですが、やっぱりPTA、1つの学校ですから、PTAあれなのですけれども、やっぱりPTAの方は1人ではなくて、もっとその構成メンバーに入れるべきではないかなというふうに感じるのですけれども、その辺、今の構成メンバーの中で12人というと、各団体の中から何名というふうなことはちょっと分からないのですけれども、その辺どのように考えているのか伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）まだ具体的に誰を何名ということは考えては、これから検討する形にはなるのですけれども、前回の懇話会ときにはPTA連合会から2名をお願いしているという前例がございます。

以上です。

（加藤）次に行きます。

343ページ、前任者もありましたけれども、学力向上支援の関係です。いろいろとやろうとしていることは分かるのですけれども、この中でA I

ドリルというふうな内容が何かあったかと思うのですが、そのAIで作ったドリルというのが、そのAIドリルってまずはどういうことなのかを伺います。

（学校支援課長）今回の学力向上支援事業で導入させていただきたいと考えているドリル教材ですけれども、デジタルドリル教材でありまして、これは1年生から3年生のほうに導入する予定なのですけれども、年度当初にチェックテストを受けまして、それでもって児童個々の読み書きであったり、認知の仕方、認知の特性など、そういった基礎スキルをはかりまして、それに、子どもたちに合わせたデジタルドリルを繰り返し行うというようなデジタルドリル教材の導入を計画させていただいております。

以上です。

（加藤）いろいろやって、学力向上のためにももちろんやっていただけるのでしょけれども、かなり教職員の方の負担、負担というのはちょっとおかしいのですけれども、やらなければならない仕事が1つ増えてくるのではないかと思うのですけれども、そういったことで教職員に対してそういう話というのはもう既に話が行っているのでしょうか。

（学校支援課長）こちらの計画につきましては、校長会議と、それから教職員のほうに研修のほうを既に実施して、このような計画であるということはお伝えしております。また新たなものの導入ということにはなりませんけれども、基本的に子どもたちが個々に学習者用端末を使って進めていって、基礎的な学力の向上を図っていくことができる。例えば端末の持ち帰り時にこういったものをどんどん取り組んで進めていくことができるかなというふうに考えております。

以上です。

（加藤）そういった教材というか、それを年間のうちどのぐらいの頻度でこれを活用したことをやろうとしているのかを伺います。

（学校支援課長）今回1年生から3年生のほうに導入するデジタルドリル教材のほうは、子どもたちがそれぞれ個々に取り組んで、ドリルを繰り返し行っていったって、読み書きのスキルであったり、そういったものの

向上を図っていきます。4年生から6年生のほうへの導入させていただきたいと考えているのは、総合学力調査、この調査を受けて、その結果に基づいて子どもたちが個々に、既に今端末に入っていますA Iも機能も入っていますドリル教材、ドリルパークという教材ですけれども、こちらと連携をして、それぞれの子どもたちの特性に応じた自動生成される確認テストなどに取り組んでいくこととなります。ですので、授業中にとかというよりも、子どもたちが個々に取り組んで学力向上を図れるものというふうに考えております。

以上です。

（加藤）このドリルってデジタル、皆さんが、子どもたち今パソコンみんな持っているわけですが、その中に入っていて、それがドリルになっていって、ここにいろんなことが自由にできるという、そういった内容なのですか。ちょっとよく分からないので、教えてください。

（学校支援課長）そうです。子どもたちの学習者用端末それぞれにこのソフトを導入して、子どもたちがそれぞれに取り組むことができるようなものでございます。

（加藤）子どもたちが自由にそれを使ってやる。それをチェックをするっていうふうなお話ですが、それって、いつどこで、それぞれの子どもたちが自由であれば、その子によっていろんな差は出てくると思うのですが、それで学力向上にどういうふうに、そのチェックをしたことでそれが成果というか、そういうものが見えてくるというふうに考えられるのか、ちょっと理解できないのですが、その辺どのようなことなのでしょう。

（学校支援課長）1年生から3年生までのチェックテスト、まず最初にチェックテストを年度当初に受けて、その結果を踏まえて取り組むということになります。4年から6年生のほうは、年度の後半に来年度学習したことの学習内容で調査をして、その結果からそれぞれ子どもたちの端末においてその子に応じた問題がどんどん、どんどん作成されていきますので、それをどんどん、どんどん子どもたちは解いていくということになります。そして、その結果というのはまた今後の全国学力・学習



状況調査であったり、県の調査の結果をまた分析していきまして、これからまた、これも課題ではあるのですけれども、クロス集計等を行って行って検証していきたいと考えております。

以上です。

(加藤) 最後になります。

先ほど前任者の中でそれが県とか何かのあれが出ていましたよね。パーセントが。云々っていうふうな答弁もありましたけれども、そのチェックをして、県とか国とかの標準に鴻巣の子どもたちの学力がどういうふうに向いているかということがどういうふうに分かるのですか。子どもたちが自由にやった中で、それをチェックをしてということの結果を見た中で、県とかそういうところを比較した中で、どういったことで学力向上しているのだなとかっていう結果的なものが見えるのかを伺います。

(委員長) 学校支援課長の答弁でおしまいになります。

(学校支援課長) おっしゃるとおりでございますが、こちら業者ともよく連携を図っていきたいと思うのですが、子どもたち個々の振り返り、それから全体、学級であったり、学校であったり、それぞれの振り返り、検証と学力調査の結果、学力調査のほうもご存じのように細かく分析データが出ます。こちらのほうをしっかりとリンクをさせて結びつけて検証していかなくてはいけないなというふうに感じております。十分しっかりと検討して効果的な活用をしていきたいと考えております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時05分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) これより会議を再開いたします。

(金澤) それでは、議案第30号、令和5年度の一般会計予算について何点か質問をさせていただきたいと思っております。通告をしておりますが、タブレットに予算の概要説明というのが事前にございますので、その辺を

踏まえながら質問させていただくという形になると思いますが、私の通告は、まず115ページのふるさと館の維持管理事業2,084万5,000円ですか、これふるさと館の維持管理ということなのですが、まず年度ごとの利用状況ってというのはどの程度なのですか。

（学校支援課教育支援センター所長）（課長級）お答えいたします。

ふるさと館は、5つの建物で構成されております。それぞれの施設の利用者数を年度ごとにお伝えさせていただきます。まず、教育支援センターでは、相談来所と適応指導教室通級生を合わせまして、令和元年度1,826人、令和2年度1,850人、令和3年度1,530人、令和4年度につきましては1月までで1,480人。教育支援センターの東館は、およそになりますが、令和元年度1,300人、令和2年度1,200人、令和3年度1,250人、令和4年度は980人。川里図書館につきましては、令和元年度3万6,037人、令和2年度2万3,504人、令和3年度2万8,616人、令和4年度2万4,893人。高齢者福祉センターひまわり荘につきましては、令和元年度1万6,215人、令和2年度3,526人、令和3年度5,080人、令和4年度6,174人。それから、鴻巣市観光協会伝統芸能館につきましては、令和2年10月開始ですが、令和2年度221人、令和3年度969人、令和4年度1,369人となっております。

以上です。

（金澤）川里地区のあんまり交通のアクセスがよくないところでも結構利用者はいるなという感じはするのですが、本市の場合は1市2町が合併しまして同じような施設というのがやっぱり3つずつあるような感じがするのはするのですけれども、ふるさと館自体も実際新築してからかなりの年数がたっているという状況なのですが、老朽化の問題が当然発生するという形になると思うのですが、老朽化対策、それとそれに伴う今後の利用計画というのはどういうふうに考えているのかお聞きしたい。

（学校支援課教育支援センター所長）（課長級）老朽化対策につきましては、令和4年度から資産管理課が包括施設管理業務委託で施設管理を行っております。委託業者が毎月点検を行っております、従来の業務

委託に加え、ドローン撮影による施設の状況確認など、詳細な建物管理を行っております。

今後の利用計画につきましては、川里地域の小中一貫校及び義務教育学校の新設候補地となっておりますので、あくまで候補地であり、基本構想及び基本計画の策定における検討の中で敷地を定めていきます。なお、ふるさと館には教育支援センターをはじめ複数の施設がありますので、それぞれの施設の今後の在り方を含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

（金澤）先ほど前任者からもこの地域の川里の小中一貫校の話が出ておりました。当然ある程度のスケジュールっていうのを先ほどもご説明いただきましたが、昨日のひまわり荘の問題もありますが、このふるさと館についても指定管理をやっているわけですから、期日っていうものがあるのです。そうすると、その期日を再延長するとまた問題が起きて、ある程度のところで指定管理をストップしておかないと次の事業に移れないというような問題もあるのですが、その辺の認識っていうのはどういうふうに考えているのですか。

（教育部長）指定管理につきましては、川里図書館、あとひまわり荘がありますけれども、川里図書館につきましては、更新を令和5年度の段階で行います。川里図書館だけではなくて図書館3館ですね。鴻巣と吹上含めまして。それにつきましては、小中一貫の基本構想に基づいて考えていかなければならないわけですが、取りあえずすぐ図書館を廃止するというのではなくて、その構想に基づいて、その時期が来たら指定管理を変更するとか、変更するといいますか、その部分を契約上変更するとか、そういうふうな対応になるかと思っておりますけれども、今の段階では計画の段階ですので、何年に例えば図書館いつ廃止とか、そういうことは今考えておりません。

以上です。

（金澤）確かに決定しているわけでもないですから、構想ですから、なかなか動きづらいというところはあると思うのですが、その構想が実現す

るに当たっては計画的に、ある程度何年度にはこれやらなくてはならない、何年度にはこれやらなくてはならないというスケジュールリングに基づいた形でやらざるを得ないと思うのですが、その辺は教育委員会だけではなくて全庁的な立場である程度進めていただいて、議員のほうにも、議会のほうにもある程度その辺の情報提供はしておいていただいたほうが、昨日のひまわり荘の関係もありますけれども、よろしいのではないかなという感じがするのですが、その辺はいかがですか。

（教育部長）ある程度のスケジュールとか計画が見えてまいりましたら、必要に応じてといたしますか、当然に議員の皆さんにはお知らせしなければいけないというふうに考えております。

以上です。

（金澤）次に、健康部門の159ページですか、避難行動の要支援事業について、278万5,000円という形でご説明いただきました。これ概要説明のほうで見させてもらおうと、1万2,400人程度見込めるのだけれども、登録しているのは456名きりということで、非常に私は少ないなという感じがいたします。この理由ってというのはどういうものがあるのですか。幾つもあると思うのですけれども、主な理由とか何か執行部で捉えているものはありますか。

（福祉課長）お答えいたします。

456名と少ない理由についてということですが、先ほど答弁させていただきましたとおり、ご本人様のほうからのまず申出がないということで、民生委員さんや自治会長さんに対して制度の周知等お願いをしているところがございます。毎年、登録者名簿に登録された方については、民生委員・児童委員の方、あとは自治会長、町内会長に対して名簿をお渡しをして情報提供しているところがございます。お渡しする際には、制度の説明ですとか依頼文書等お渡しをして、制度の周知を改めてお願いをしているところですが、登録者数は伸び悩んでいる状況でございます。

以上です。

（金澤）今の答弁、私もそのとおりでと思うのですが、実態を考えると、

守秘義務という問題が出てきてしまっているのです。大きな問題で。警察、民生委員・児童委員、自治会長っていう形で見ていると、民生委員の方っていうのは結構細かに活動していただいているが、自治会長となると、自治会としてどこまでそういう守秘義務があるのだろうということで、非常に難しいところがあるのです。だから、それが自治会長の役員さんまでそれを知らしめていいのかという問題も当然出てくるのですし、もう一つは、一番お年寄りの方が避難行動等で必要な人っていうのはやっぱり身近な人なのだよ。身近な人にどうしたらいいだろうという相談が一番簡潔かなと思うのです。だから、その避難の誘導云々の中に身近な人のお名前というのは登録していいのですか。その辺は、向こうがそうしてくださいと言えれば対応ができるのですか。

（福祉課長）お答えいたします。

先ほどご質問にありました、まず自治会長さんの役員までもが個人情報の取扱いについて共有していいものなのかというご質問もいただきました。地域の共有については、当然個人情報のため全て情報がオープンにされていいとは担当としても思っておりません。自治会長、町内会長さんのほうにお渡しをする際にも取扱いについては注意をしていただくようお願いをしているところでございまして、こちらについては担当にもご質問はいただいているところです。

それと、登録者名簿の中に身近な人について掲載をしていいのかというご質問だったかと思うのですけれども、こちらの避難行動要支援者の名簿に登録をしていただく際には、ご本人様のほうにこういった関係支援者の方に情報をお渡しするというのを同意をしていただきながら利用させていただいているところですが、個別計画のほうになりますと支援者の方2名を登録をしていただくことになりますので、身近な方の掲載についてはしていただくことを我々のほうも、担当のほうも周知をしているところでございます。

以上です。

（金澤）一つの例を申しますと、高齢者で、おばあちゃんだけれども、一人で住んでいる。近所にせがれ夫婦が住んでいるから、うちは大丈夫

なのだよというお話もしてくれる。ただ、実際何か起きたときに、その人たちは自宅にいないのだよね。そうした場合に、幾ら近くに近親者がいるにしても、行動的には実際難しいのです。だから、私言っているように近くに相談できる人を登録しておいてしたほうが何かのときにはすぐ対応ができるかなという感じがするのですが、その辺のご認識はどうですか。

（福祉課長）お答えいたします。

こちらの避難行動要支援者の方に対する支援者の方には、親族の方でなくてはいけないということはありません。ご近所の方で支えていただいている方がいたら、その方が実際には名簿の登録の際に支援者として登録ある事例もございますので、ご近所の方でも名簿の掲載についてはしていただいているところでございます。

以上です。

（金澤）では、次に163ページの鴻巣市の障がい者支援施設管理運営条例の976万1,000円について質問させていただきます。

これは、あしたば第一作業所と川里ポプラ館を統合して鴻巣市の総合福祉センターのほうに移転するのだという計画という形で捉えておりますが、利用者の推移っていうのはどうなのですか。増えているのだから。そんな数字を幾つって言わなくてもいいですから、増えているのか、減っているのか。

（障がい福祉課長）現在減ってきている状況になります。

以上です。

（金澤）減少しているという状況の中で、そうするとこのあしたば第一作業所と川里ポプラ館の2作業所を総合福祉センターのほうに統合するという形なのですが、これ統合するのは行政側のプランなのだろうけれども、利用者にとっての負担というのは負担増になるのかな。その辺はどうなのですか。

（障がい福祉課長）あしたば第一作業所と川里ポプラ館を統合して鴻巣市総合福祉センターへの移転を予定しておりますが、移転に際して両作業所の利用者が負担にならないように合同事業を予定しております。合

同事業では、ボッチャや卓球バレーのようなレクリエーション的なものから、机等を配置し、就労支援事業の作業を合同で行うことにより利用者同士の交流を図りながら事業所の統合が負担ないものにしていきたいと考えております。また、経済的負担につきましては、作業所のサービスの利用料金は世帯の収入状況により決まるものですので、作業所の統合により変化はありません。また、作業所までの送迎費用は現在無料となっており、作業所が統合されても同様に利用料はかかりません。

以上です。

（金澤）よく分かりました。

次に行きます。175ページの敬老祝金支給事業でございます。2,868万円。委員長、申し訳ないのですが、これ通告していたのですが、私の認識でこの質疑の中で商品券を使える店が少ないとかっていうお話なのだけでも、実際今もう商品券ではなくて現金支給になっていますので、ちょっと質問が変わります。すみません。それで、敬老会の祝い支給事業ということで、鴻巣市の場合は77の喜寿、88の米寿、99の白寿とかという形で支給をしているというところなのですからけれども、まず祝い金の支給人数というのは何名ぐらいなのか。

（介護保険課長）お答えいたします。

今年度の見込みというか、今年度は77歳の方が1,094名、88歳の方が568名、99歳の方が52名、あと100歳の方が今のところ見込みで27名の方がなっております。同じく100歳の方を在宅で住んでいらっしゃる、介護していらっしゃる方の長寿者家族慰労者の見込みが15人というふうに積算しております。

以上でございます。

（金澤）そうすると、100歳以上の長寿者の家族慰労金というのは、これは何名ぐらいになるのですか。

（介護保険課長）家族慰労金については15名を見込んでおります。

（金澤）それで、現金支給になっているという形になって、鴻巣市でも2020年だったかな、詐欺電話が入っているのだよね。現金支給しますから、口座の振込しますので口座の確認をさせていただきますとかという事件

が発生しているし、私も何か新聞でそれを見た記憶があるのですが、その後どのような対応策というのかな、なさっていますか。

（介護保険課長）委員ご指摘な、過去そういった事例ございましたので、敬老祝金につきましては指定口座に祝金を振り込む方式とさせていただいております。市役所のほうから具体的に口座の不明等で電話等で確認することは今基本的にはございません。

以上でございます。

（金澤）分かりました。

次に、183ページの放課後児童クラブ管理運営事業に質問させていただきます。放課後児童クラブ、この概要書の説明の中でも記載されていますけれども、休日や長期の休暇期間中においても通年の放課後児童クラブと異なる児童クラブを開設するという文言が記入してありますが、この辺の構想というのはどういう。お話しをいただけますか。

（こども応援課長）通年で開室しております放課後児童クラブが月曜日から土曜日までということで、ただ日曜日についても必要とされる方がいらっしゃいます。そこにつきましては、市内の民設民営4クラブで休日保育、いずれか1か所で行う形で令和5年度予算計上しております。また、長期休業期間限定児童クラブにつきましては、通年の入室要件を満たさない保護者様につきましてはのお子様も午前中からの預りを希望しているというニーズをいただきまして、夏休みに関しては市内4か所、春、冬、学年末につきましては1か所を開室する予定で予算計上しております。

以上です。

（金澤）次、概要書の説明の中に、新たな新設事業ということで4,359万円入っている。田間宮の放課後児童クラブの第2をつくるということなのですが、この辺はもうある程度の、予算がついているのだから、概要についてちょっとお話しいただけますか。

（こども応援課長）こちらの新設につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画におきまして、現在の田間宮第2放課後児童クラブ、施設老朽化のために令和6年度までに整備が必要という位置づけを基に、



民設民営を建設する補助ということで組ませていただいております。今現在につきましては、田間宮学区に1つ民設民営、今現在田間宮の児童受入れをしている児童クラブのほうから建設をしたいということでお話をいただいている状況です。

（金澤）民設民営の業務委託でやっていただくということで非常にいいのですが、将来的に少子化の問題も当然出てきます。放課後児童クラブの管理運営について、公設民営と民設民営がありますよね。市としてはどっちの方向にある程度ウエートを置いていく計画なのか、その辺が。分かる範囲で結構ですが。

（こども応援課長）現在、公設民営につきましては市の施設を使って民間さんがやってくれるということで、指定管理をしております。また、民設民営につきましては、民設の施設を使いましてその運営者が児童クラブを運営するという、委託という形で行っております。それぞれ特色ある面ということで、民間のよりよい運営というところもあるのですが、民設の施設につきましてはやはり施設の特徴を生かしたクラブの運営を行えるというところもありますので、今後のよさというか、そういったものを見極めながら方向性については考えていくと思っております。

（金澤）分かりました。

次に、193ページの出産・子育て応援給付金支給事業7,373万円の内容なのですが、まず見込みの出産数というのはどの程度今後見ているのですか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）本事業で見込んでいる、令和5年度当初予算で見込んでいる数字、出生数になりますが、1か月の出生数を60人としまして、予算上11か月分で660人を見込んでおります。以上です。

（金澤）それで、これには伴走型の支援と経済的な支援ということで今回対応していくというところなのですが、実際私の子どもなんかでも経験があるのですけれども、親と同居しているとか、近くに親がいる場合には非常に相談等がしやすいというのはよく分かるのだけれども、鴻巣

市に転居してきて、周りに何の知人も誰もいないで赤ちゃんを育児するのにどうしたらいいのだろうという若いお母さんというのは多いのだよね。その応援給付金とかこういう相談をやっているのですよということがまだ分かっていないお母さんもいるのではないかと思うのだ。その辺をやっぱり救うのが今回の対応だと思うのだけれども、執行部としてはそれをどういうふうにお考えになっていますか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）まさに今委員がおっしゃったとおり、国のほうはそれを目標としているところです。全ての妊婦、主にゼロ歳から2歳までの乳幼児を養育する子育て世帯を対象としております。こちらは、国のほうはこれを3回の面談を必須としております。本市においても、1回目の面談というのが妊娠届出時に面談を、今までも保健師のほうで丁寧に行っている面談は今でもやっております。ただ、今回伴走型と経済的支援を同時に進行しますので、今回の制度説明については、しっかりと妊娠届出時のときにこの制度説明のほうはしてまいりたいと考えております。

（金澤）昔は助産婦さんとか、そういう方がいらしたけれども、今なかなかそういう方もいないし、身近で相談するのもなかなか難しいのかなというところで、経済的支援を対応するときには行政側で細かく説明していただければ、それは非常に力になるなという感じがいたします。分かりました。

次に、197ページの民間保育園の補助事業1億683万円と、同じところはいきいき子育て支援事業295万6,000円というところで、これについてちょっと関連があるので聞きたいのですが、今回いきいき子育て支援事業というのは市の単独事業という形で承っておりますけれども、まず民間保育園補助事業といきいき子育て支援事業の違いというのかな、それと予算額、これはどういうふうに分けたのか教えてもらいたいだけでも。

（保育課長）お答えします。

まず、民間保育園等補助事業につきましては、国や県の様々な補助制度を活用し、民間保育園等に補助するものとなっております。一方、いき

いき子育て支援事業、民間保育園等につきましては、本市の単独事業として民間保育園等に補助するものとなっております。予算額につきましては、まず民間保育園等補助事業のほうにつきましては、今回、令和4年度は、令和5年度に創設した保育人材確保事業へ組み替えた事業を除いて、令和4年度予算は1億5,030万9,000円ということで、令和5年度当初予算の計上が1億683万4,000円ということで、4,347万5,000円の減額となっております。いきいき子育て支援事業につきましては、令和4年度当初予算2,850万円に対しまして、令和5年度の当初予算の計上が2,956万2,000円ということで、106万2,000円の増額となっております。以上です。

（金澤）そうしますと、いきいき子育て支援事業、これは市の単独事業であるのだけれども、先ほどご説明した国とか県のほうの補助というか、事業で出ますよね。それに不足しているだろうということで、このいきいき子育て支援事業を単独で予算化したという解釈でいいのですか。

（保育課長）委員のおっしゃるとおり、その見込みで間違いございません。

以上です。

（金澤）それで、事業の内容ちょっと入ってしまうのだけれども、おむつの回収事業がありますね。これは負担を軽減するというのだけれども、実際おむつの廃棄処分、これはどういうふうにするの。行政側でやるのでしょうか。

（保育課長）紙おむつに関しては、基本的には回収の費用を出して、各事業所のほうで処分していただくという形になります。あとは、残りは布おむつのところはそういうことがないので、そのままやっていただく形になります。

以上です。

（金澤）あと、民間保育園のほうに環境整備事業は当然対応しますよって言っているのですが、これは各民間保育園からの申請方式で対応するのですか。

（保育課長）はい、各民間のほうから申請等を出していただいて、それ

に対して補助していくというものになります。

以上です。

(金澤) そうすると、申請方式だと、予算も当然あるから、来年度になってしまうという計算でいくの。あくまでも今のある予算の中で対応するということ。

(委員長) この答弁で時間になりますので、よろしくをお願いします。

(金澤) 30分。

(委員長) はい、30分なので、今の質問まで認めますので、答弁のみにしていただきたいと思います。

(保育課長) 基本的には、定員1人当たり幾らということで、6,000円ということで決めておりますので、その範囲の中でやっていただくという形になっております。

以上です。

(菅野) では、質問させていただきます。

(委員長) 菅野博子委員に申し上げます。

マイクをお願いいたします。

(菅野) 通告に沿って、193ページの出産・子育て応援給付金ですが、7,373万5,000円が計上されておまして、この出産・子育て応援給付金に係る部分が6,840万という、大変大きなお金がここに投下されているわけですけれども、安心、出産や子育てや、また伴走型や経済的な支援をするのだということが報告されていますけれども、どれぐらいの人数が生まれて、出産にかかる費用がどれぐらい市民のところへ補助されているのかとかっていう、その6,840万の内訳についてお聞きしたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 今回お示しした令和5年度の予算の内訳についてご説明させていただきます。

今回は、出産・子育て応援給付金ということで、妊娠に対して5万円、出産に対して5万円の給付となります。人数になりますが、妊娠の方は708人を見込んでおります。出産の方は660人を見越した計算となっております。

以上です。

（菅野）708人の方が出産なさるということは、費用はそうすると、割ればいいのでしょうか。幾ら払うのでしょうか。出産費用というのは人によるのでしょうかけれども、病院で産む方や助産院で産む方とかいらっしやると思うのですけれども、大体どれぐらいの費用が出産のためにかかるのかということをお聞きしたいと思います。

（委員長）菅野博子委員、関連質問だと思うのですが、直接この質問には、給付金なので、個人で支払うものとかというのはちょっと管轄外になると思いますが、質問の仕方をちょっと変えてください。

（菅野）では、出産について、今現在いわゆる産科の病院で出産する場合の費用が幾らぐらいかかって、1週間ぐらい入院するのか、出産の状況によっては10日以上入院しなければ駄目とあると思うのですけれども、そこら辺の状況と件数をお聞きしたいと思います。出産の大体の、300人ぐらい生まれるのかなとか、そういう辺りも聞きたいと思います。分かれば。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）まず、出生見込みとしましては、720を見込んでおります。また、先ほどの出産にかかる費用だったり日数だったりというお話ですが、ちょっとはっきりとは申し上げられないのですが、おおよそ大体1回の出産でかかる通常のコストは50万ぐらいから、それ以上かかるのかなというところだと思われま。ちょっと把握はしておらず、申し訳ございません。ただ、一時金として大体50万円ぐらいが支給されるのかなというところと思います。

以上です。

（菅野）50万ってすごい額ではないですか。入院する病院なのか、それとも助産婦さんが関わってやっていただけるとかで値段がもっと安くなる出産方法というのはないのでしょうか。50万って大変ですね。

（委員長）菅野博子委員に申し上げます。

どこが安いか高いかという……

（菅野）分からない。

（委員長）はい。それはちょっと質問の内容と違いますので、それは控

えていただければありがたいです。

（菅野）続けて、通告してあるのは、195ページの母子家庭等対策総合支援事業の下のほうの19の扶助費の中に高等職業訓練促進給付金に1,140万4,000円という項目があるのですが、これの内容と、1,140万4,000円ってすごい金額ですよ。このあれの半分以上ですよ、2,149万9,000円。内容と、いわゆる地域にどういう形で還元されているか、それをお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）ただいまのご質問の高等職業訓練促進給付金等事業につきましては、母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や准看護師、介護福祉士、保育士などの就労に有利な資格を取得するために養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を、また修業終了時に就労支援給付金を支給するものです。

以上です。

（菅野）これは何人ぐらいの人が、高卒では入れるのですよね。大卒ではないですよ。勉強がどの程度でやって入れるのか、それから何人ぐらい、では卒業して、その後生活の糧となるのでしょうか。そこをお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）それでは、実績でお答えいたします。

令和元年度の実績としましては12人、令和2年度は7人、令和3年度は6人、今現在で10名の実績となっております。

（菅野）そうすると、これ1人当たり幾らという給付金の額というのは決まっているのか、それともその人の選ぶ科目でいろいろ違うのか。1,140万4,000円ってちょっとすごい額ですよ。そこをお聞きします。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）この給付金に関しましては、課税世帯と非課税世帯によって給付額が異なります。

以上です。

（菅野）課税世帯と非課税世帯で給付額が変わるということは、金額が段階でどういうふうに変わっていくのでしょうか。最高は幾らで、最低

はどういう形で市民の皆さんに施策が行き渡るのかお聞きをします。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 失礼いたしました。非課税世帯で月額が10万円、修学期が終わるときの年度、その年は一月14万円。課税世帯になりますが、通常は7万500円、修学期の最終年は11万500円となります。

以上です。

(菅野) これって希望者が殺到するなんてことありませんか。それとか、こういう制度があるというのをどうやってその対象者たる、結局年齢層があると思うのです。どういうふうにして周知しているのかということをお聞きしたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 制度につきましては、パンフレット等がございますので、その対象者の方には窓口等でこういった制度がございますよということは皆様にお伝えしております。

以上です。

(菅野) ちょっと時間の都合で、217ページに限らず、会計年度任用職員報酬というのが民生費はすごくいるのです。全部合計したのですけれども、経費ごとに、費用ごとに、8億9,853万1,000円が会計年度任用職員というところから出ているのですが、総務費が7,564万3,000円、一番多いのが民生費なのです。5億5,934万。衛生費が1,374万7,000円、ここら辺は安いのです。労働費は361万6,000円、農水費は96万3,000円、商工費は271万、土木費は465万。多いのが今度は教育費です。2億3,786万2,000円。一番多いのが民生費で5億5,000万、次が教育費で2億3,700万。合計8億9,853万1,000円となっているのです。昨年度、2021年度決算のときは、全体が5億6,992万だったのです。民生費が4億5,407万、教育費は905万3,000円だったのですけれども、場所が変わったのかもしれないのですが、要するに……

(委員長) 菅野博子委員、すみません、どこのページを主にして。

(菅野) これ総務費から会計年度任用職員ってずっと入ってくるのです。

(委員長) 総務費ですか。

(菅野) どこのページって。

(委員長) 総務費の中の福祉もしくは教育に関するところの会計年度任用職員で質問して…

(菅野) 総務費の中の会計年度任用職員は、今回ですよ、七千…

(委員長) すみません、総務は所管が違うので…

(菅野) 所管が違うから、だからまず民生費と、ここいうのは教育費ですよね。

(委員長) すみません、一旦暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 04 分)



(開議 午前 11 時 05 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 総務費では、最初111ページから始まります。

(委員長) 総務ではなくて、民生費のところですよ。

(菅野) だから、総務費からあるのよ。ここにあるのだから、総務費から言わないとやれないではない。

(委員長) 199ページの福祉と教育に関するところからお願いします。の合計で。恐らくたくさんあるのは分かるのですが、うちの所管が教育と福祉ですので、そこの部分、例えば民生費の会計年度任用職員がずっと何ページあって、合計すると…

(菅野) 分かりました。民生費と教育費だけをやれということね。

(委員長) はい。

(菅野) では、民生費は5億5,934万だから、これが一番多いのだよ。民生費は153ページです。会計年度任用職員報酬というのが36万3,000円出ています。それから、157ページ、社会福祉総務費庶務事業で180万7,000円。それから、161ページ、重層的支援体制整備事業で583万5,000円。167ページ、一番上、障がい者就労支援センター運営事業で94万5,000円。次、173ページ、介護保険課で会計年度職員報酬で189万2,000円。179ページ、国民年金事務事業で188万5,000円。次は、183ページ、放課後児童クラブ管理運営事業で3,608万7,000円。次は、187ページ、子どもの居場所支援事業で会計年度任用職員147万1,000円。その一番下、こどもの医



療費支援事業で会計年度任用職員報酬で、18歳以下ということになって  
いますけれども、243万1,000円。次、189ページ、一番上、754万4,000円。  
一番下に来て、ファミリー・サポート・センター事業、さっきのは要保  
護児童対策事業ですね。754万4,000円は。ファミリー・サポート・セン  
ター事業で、一番下ですけれども、292万8,000円。191ページ、児童手当  
支給事業で234万1,000円。子育て世代総括支援事業で218万8,000円。2  
つ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時10分)



(開議 午前11時12分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 会計年度任用職員の項目で、民生費が5億5,934万、教育費が2  
億3,786万2,000円、合計で8億9,853万1,000円、全項目の合計で8億  
9,853万1,000円ということで、これらの制度がどういう状況で市民のと  
ころへ施策として還元しているかということをお聞きします。

それで、女性の割合、それから会計年度任用職員って、そもそもこの制  
度は非正規公務員の処遇をよくするためとして地方公務員法が改正さ  
れ、2020年4月に始まったばかりなのです、まだ。それで、自治労連が  
厚労省で記者会見して、会計年度任用職員のアンケート結果を発表した  
のを今回取り上げさせていただいています。女性の労働者が86%で、こ  
れは去年の決算分ですよ。女性労働者に依存しているということや、ま  
た勤続が5年以上が57%を占めているということ、辞めたり入ったり  
しているというのではないということです。それで、仕事が正規の職員  
とほぼ同じ仕事や専門的仕事に就いているということが昨年度では言わ  
れました。一方で、改善要求は賃上げが51%などと、多くの働く人から  
59.1%という答えが出ているわけですから、本市のこの状況で会計  
年度任用職員の待遇がもう少しよくなる方向性があるのか、待遇の改善  
の実態がどうなるのかということをお聞きをします。

(こども未来部副部長) 会計年度任用職員ということですので、こども

未来部の分についてお答えしたいと思います。

こども未来部のほうで予算計上している会計年度任用職員の人数なのですけれども、まずこども応援課が84名、子育て支援課が104名、保育課が136名となっております。男女比の割合なのですけれども、ほとんどが女性となっております。会計年度任用職員の処遇改善ということになるのかと思うのですけれども、こちらにつきましては、令和4年の人事院勧告を参考として常勤職員の給料表の改定に伴いまして、令和4年12月において改定を行っております。金額にしましては、10円から27円増額しております。この改定に伴いまして令和4年4月勤務分に遡って適用しております。また、休暇制度につきましては、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員につきましては、令和4年1月から有休での不妊治療休暇の取得を可能としたほか、子が最大2歳に達するまで育児休業を取得できるよう制度を拡充しております。さらに、令和4年9月には非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和や育児休業の取得の柔軟化を行うなど、会計年度任用職員の休暇制度についての改善も行っております。

以上でございます。

（菅野）本市では、この人数は何人いるのでしょうか。会計年度任用職員の人数は全体で何人くらいいるのでしょうか。

（委員長）すみません。申し訳ない。教育部長からも手が挙がっておりますので……

（菅野）民生と教育だけでいいから、人数は。

（委員長）教育部参与のほうからもお答えがあるそうなので、菅野博子委員、いいですか。私ちょっと見落としました。教育部参与からもお答えいただけるそうなので。

（教育部参与）それでは、会計年度任用職員のご質問ということでお答えさせていただきます。

教育部のほうでは、主に学校現場のほうで採用しているというか、ご活躍をいただいておりますので、それらのことについて中心にお答えさせていただきますが、当初予算のご質問ですので、来年度に向けてということでお話ししますと、学校事務員が今年度同様26人、それからいきい

き先生50人程度、特別支援教育の指導員60名、それから通級指導教室の指導員ということで、発達障がいと難聴・言語障がい、2種類あるのですが、合計で8名程度、それから日本語指導員が2名から3名、さわやか相談員が8名、学力向上支援員につきましては11名、それから理科支援員4名ということでございます。また、教育支援センターにも教育指導員や適応指導教室指導員、それから就学支援相談員、専門教育相談員、臨床心理士等おりまして、それぞれの職種を数名ずつ採用ということになります。今年度の実績につきましては、188名の実績でございます。これらの方々につきましては、中には第2希望や第3希望に職種回っていただいたりしているような方もいらっしゃいますし、またはこれを一つのステップとしてまた新たなステップを踏むというようなご希望の方がいらっしゃったりとか、様々なご事情があります。ですので、1年単位で採用させていただきながら、またご希望を聞いてというような形で行っている状況でございます。

以上でございます。

（健康福祉部長）民生費のお尋ねでしたので、健康福祉部からもお答えいたします。

人数ですが、福祉課が15人、障がい福祉課が5人、介護保険課4人でございます。女性の割合ですが、正確な数字は把握しておりませんが、ほとんど女性と申し上げられると思います。

それから、処遇改善については、先ほど子ども未来部からお答えしたとおりでございます。

また、市民にどのように還元されていくのかということでございますが、一般事務職につきましては、私ども臨時、臨時というか、事務の増大のところをカバーしていただいておりますので、効率のよい事務運営に資すると思っております。また、専門的な資格を持った会計年度任用職員につきましては、その専門職の資格を生かした事業に従事していただくことで事業の充実ということになると思います。

以上でございます。

（菅野）かなりの人数が使われているということですがけれども、例えば

その方が5年ぐらい勤めたいと言えばそれがちゃんと可能になるのか、いや、人数の関係で5人のうち2人だから抽せんだよとか、仕事の量によってあなた要らない、あなた採用するというふうになるなんてことはないのか、そこら辺をお聞きします。

(健康福祉部長) 代表してお答えいたしますが、会計年度任用職員の採用につきましては選考によりますので、抽せんということはございません。更新に当たっては、その方の前年度の勤務状況等の評価によって更新になる場合もございます。何年かしか勤められないということはないです。ありません。

以上です。

(菅野) ならば、会計年度の職員が本採用試験を受けて合格すれば、ちゃんと本採用になると、仕事のできる人の場合は職員になってほしいわけですから、そういうことも手を差し伸べることができるのかということをお聞きします。

(健康福祉部長) 委員おっしゃるとおりでございますが、手を差し伸べるということは特にございませんので、広く公募してご案内しておりますので、そこにご本人から応募していただくというステップになると思います。

以上です。

(菅野) 195ページの高等職業訓練促進給付金に1,140万4,000円って大変大きなお金が母子家庭の中で出ていますけれども、これはどれぐらいの方が……

(委員長) 菅野博子委員、その質問は前に同じの出ておりますので。あと2分ほどですから、質問をまとめていただき……

(菅野) あと何分。

(委員長) あと2分ぐらいです。質問をまとめていただきたいと思います。

(菅野) 205ページのつつみ学園の管理運営事業ですが……

(委員長) すみません、菅野博子委員、それは通告されていませんので。それではなくて、219ページの生活保護扶助事業は通告されていますが。

(菅野) 何の補助金だっけ。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時23分)

---

(開議 午前 11時24分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(菅野) 民生児童委員の活動支援事業で通告してありますので、民生児童委員の任期と、それから選出はどのようにしているのか。あとは、補助金の内容がどのようなことをするのを仕事の内容だということで補助金が出されているのか、これをお聞きします。159ページ。

(福祉課長)159ページの民生児童委員活動支援事業についてお答えいたします。

まず、任期についてというところですがけれども、民生委員・児童委員の任期は3年となっております。ただし、再任は妨げないこととされております。

選出についてでございますけれども、地区の自治会長さんのほうから推薦をいただきまして、鴻巣市のほうの鴻巣市民生委員推薦会を経て、県の社会福祉審議会民生委員審査専門部会のほうで審査の後、県知事より厚生労働大臣のほうに送られます。国から委嘱をされるというものになっております。

それと、活動費の内容についてということですがけれども、活動費については協議会の補助金と民生委員の活動費の2種類がございます。そちらのほうを補助するものでございます。

以上です。

(委員長) 以上で質問の時間が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時26分)

---

(開議 午前 11時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康づくり課長より野本委員への答弁について訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) 先ほどの野本委員の答弁の中で、自殺総合対策大綱が昨年夏に見直されたというふうに申し上げましたが、正しくは令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されたということで訂正のほうをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それと、次の方の質問時間なのですが、お昼を挟んでしまいますので、1人30分ですので、55分まで20分やっていただいて、午後1時再開後、10分使っていただくというようなやり方で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(諏訪) では、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず最初に、債務負担行為のところですが、9ページです。こちらのスクールバスの運行の債務負担行為なのですが、これは常光小学校の廃校に伴うもの、そして北新宿地域の通学区域の変更に伴うものということなのですけれども、このそれぞれのバスの運行予測台数をお願いいたします。

(教育部副部長兼教育総務課長) それでは、お答えいたします。

まず、常光でございますけれども、マイクロバス3台を予定いたしております。それと、もう一つの北新宿のほうなのですが、こちらのほうは最終的にはバスのほう3台を予定しております。

以上です。

(諏訪) 北新宿のほうなのですが、非常に距離があるかなというふうに感じておりました、また人数が多いと思いますが、最初に発車す

る時間帯をちょっと教えてください。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えいたします。

バスの発車の時間帯ですけれども、7時35分から45分頃を考えております。

以上です。

（諏訪）では、次に161ページ、重層的支援体制整備事業でございます。こちらのほうは法改正の下に新しい制度ということでございまして、昨年からは鴻巣市も行っているわけなのですが、実際に業務を委託するということなのですが、内容、どんなサービスをどういうふうに委託するのかを伺います。

（福祉課長）お答えいたします。

重層的支援体制整備事業の実施計画策定業務委託料の詳細でございますが、令和5年度に策定をいたします重層的支援体制整備事業の実施計画の策定支援事業者の委託料になっております。鴻巣市として初めての事業に対して実施計画を策定するために、国の実施計画の手引ですとか、ほかの計画とのひもづけや関連などの分析を行っていただいたり、他市事例など情報収集などを職員の負担軽減をするために計画の策定までの工程を導いてもらうため、先行市などで実績のある事業者に対して委託を考えております。

以上です。

（諏訪）計画策定の委託ということでございますけれども、策定の最終の終わり、いつまでに策定をして、実際にはもう既にこの事業走っているわけなのですが、その間をどのように行うのかを伺います。

（福祉課長）いつまでにといい質問ですけれども、来年度、第4次地域福祉計画を策定いたします。その中で一体的に策定することを予定しておりますので、令和6年からの第4次地域福祉計画の中に一体的につくることを予定しております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、令和5年度に関しては福祉課さんが取りまとめ、各課横断的にこのサービスをやっていくということになるのですけ

れども、実際にはどのようにお考えになっているのか。その実施するに当たって。

（福祉課長）重層的支援体制整備事業については、令和2年の6月から庁内で検討委員会をつくりまして、どういうふうな体制で行っていくのかというのは関係部署と審議してまいりました。その結果、令和4年の4月から福祉課の中に地域共生担当というものを設置をしたところでございますが、今は国の実施要領に基づきまして関係各課と連携をしながら取り組んでまいっているところでございます。実施計画の策定に当たっても、その辺の今まで行いました1年間の振り返りをいたしまして、策定の中で計画を明確にしてまいりたいと思っております。

以上です。

（諏訪）もう既に走っているサービスなのですからけれども、実際に事例としてはありましたでしょうか。

（福祉課長）実績から申し上げます。こちらのどんな内容だったかということですが、困り事の相談ですとか生活困窮、あとは虐待などの通報、安否確認、広く重層的支援体制として関連各課と協働で一緒に行ってまいりました。他機関での取扱件数になりますけれども、令和4年の12月時点で49件、49世帯と理解をしていただければと思います。あと、対象のケースになりますけれども、こちらは令和5年の1月末の数字になりますけれども、420世帯に関わらせていただきました。

以上でございます。

（諏訪）では、続きまして173ページ、老人福祉費庶務事業でございます。こちらのほうは、一昨年前にいわゆる敬老会、行っていたものに代わる事業ということで、祝敬老だよりというものを今年度から始めたのですが、けれども、まずこの敬老だより、実際目にいたしました、私のほうも。これに対する市民の皆さんの評価、何か聞いているのでしょうか。

（介護保険課長）委員ご指摘のとおり、今年度から始めました祝敬老だよりの事業でございますけれども、まず掲載された高齢者の皆様からは大変喜んでいただけて、例えば親族の皆様には配布したとかと言ってうれしそうに担当窓口にいらっしゃっていただいて、話されて帰ってい



らっしゃる方もいらっしゃいました。ただし、市民の方から一部厳しい意見、この祝敬老だよりの発刊の意図がよく分からないというふうな意見もございましたのをお聞きしてございます。

以上でございます。

（諏訪）初めての事業ということで、職員の皆さんが内容も吟味して発行したかと思うのですが、令和5年度に関しては委託業務にするということなのですが、この意図はどういったところからでしょうか。

（介護保険課長）まず、今年度、確かに委員おっしゃるとおりちょっと試行錯誤のところ職員が手弁当で回った次第であるのですが、なかなか紙面づくり、その他取材等で職員等が慣れないところがありますので、専門の業者等の力も借りながら、よりよい紙面、もしくは市民の方によりよい祝敬老だよりを作りたいというような意図で今回こういうふうにさせていただきました。

以上でございます。

（諏訪）続きまして、175ページです。前任者も何人か質問されていらしたので大体は分かるのですが、この利用実績、実際に始まったばかりでございますが、例えばそれまでに、このサービスが始まる前に民間のサービス既にお使いになっいらっしゃる方も多くいらっしゃるかと思っておりますけれども、その方々がこのサービスに該当しないことで実際には使えないというようなお声も聞いておりますけれども、今回この実績、何人の方がお使いになられて、実際に申込みをしたかったけれどもできなかった方もいらっしゃるかと思うのですが、その辺の人数をちょっと教えていただきたいと思っております。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

令和4年9月から開始しましたこちらの高齢者あんしんみまもりサービス事業でございますが、令和5年3月1日時点では75名の方にご利用いただいております。今まで緊急通報システム等、そちらで対象にならなかった方とかでこちらのサービスをご利用いただいている方もいらっしゃいます。

以上です。

(諏訪) 実際にお問合せされて、該当しないよという人数などは数えていらっしゃるいませんか。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

ほとんどいないのですが、1世帯却下になっている方がいらっしゃいます。

以上です。

(諏訪) 続いて、217ページです。生活保護総務費庶務事業でございますけれども、非常にコロナ関係で生活に困窮している方々が大変増えて、これはどこの自治体もそうだと思うのですけれども、生活保護の申請、ご相談が大変多かったと思います。当市においてケースワーカーさん1人の実際に持っている、担当している件数がどのぐらいなのか、また実際に担当しないまでも相談件数というのはいかほどの数があるかと思うのですけれども、その相談の件数を教えてください。

(福祉課長) お答えいたします。

まず、ケースワーカー1人の担当件数でございますが、こちらは社会福祉法で定数が決められておるところです。うちのほうのケースワーカーの持っている担当の件数ですけれども、ケースワーカー8人います。その平均で答えをさせていただきますが、84.8世帯となっております。ちなみに、こちらの法律のほうで定められているケースワーカー1人の担当の件数は80世帯というふうになっておりますので、平均で84.8世帯でいうと若干上回っているのかなと思っております。

それと、相談件数でございますが、令和4年度4月から令和5年1月末時点での延べで答えをさせていただきます。467件相談がございました。相談の人数で答えをしますと、282名となっております。1日の平均でいうと2.3件、1か月の平均でいうと46.7件となっております。

以上です。

(諏訪) 法律で定められた制限の人数を平均で超えていると。平均ですから、実際には80名持たない担当者もいるかと思いますが、やはり法で定められた数が守れない状況ということは、これはこのままにしておけない状況だとは思いますが。

それと、相談件数が非常に多いですよ。ですので、福祉課の方々大変な中、業務をなさっているなと思います。その中で、私もちょっと相談者のほうからご相談いただいたのですけれども、いわゆる扶養照会は義務づけられていませんが、扶養照会されている方からご相談いただきました。ふだん音沙汰のない実の弟さんからこんなのが来たよということでご相談あって、これは出さなければいけないものなのかどうかという相談だったのですけれども、本来扶養照会というのは義務づけられていないのですけれども、この忙しい中に扶養照会をされたという事実に関してどのようにお考えでしょうか。

（福祉課長）扶養照会に当たっては、国のほうからも適切に行うようということで通知のほうも来ておりまして、例えば目安として10年以上関わっていないとか、あとは理由があつてご家族であつても関係を絶っているという方には扶養照会はしておりません。適切に扶養照会のほうはさせていただいているものと考えております。

以上です。

（諏訪）続きまして、225ページです。地域医療体制の整備基金積立金でございますけれども、前任者の方々も質問されておりましたので、総合病院誘致には関わらないと、こだわらないというようなことにも受け止められたのですけれども、現在、基金の使用目的がやはり第一義的には総合病院誘致になっているかと思うのですけれども、今後、これ私も毎年いろいろ質問させていただいておりますが、使用に関しては検討するようなご答弁もいただいておりますが、使用目的の変更や何かの検討をされているかどうかを伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）現在は、使用目的の変更ということは検討はしておりません。

以上でございます。

（諏訪）そういたしますと、総合病院そのものが非常に今国の方向としてはベッド数を減らすというような方向づけされている中で、総合病院というのは非常にハードルの高いものになっているかと思うのですけれども、いつぐらいにこの総合病院の関係も含めて基金の使い道どうする

のかを考えるべきだと思うのですけれども、いつ頃検討する予定なのか伺います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）先ほど部長のほうからも答弁がございましたが、現在、県央保健医療圏の病床整備の配分というのが30床でございます。この後、第8次の計画がございますので、それを見据えてということもあるかと思っておりますので、すぐにすぐということではないかと思うのですが、今後の県の動き等も注視しながら検討していきたいと考えております。

（諏訪）そうしますと、第1段階としては、第8次の県の募集関係は計画が出てから、出たあたりと思ってよろしいでしょうか。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長）はい、時期としてはおおむねそのくらいの時期というふうに今考えております。

以上でございます。

（諏訪）325ページです。小・中学校の適正規模及び適正配置事業なのですけれども、今回大きく方向転換をしたのかなというふうに思えることがありまして、小中一貫校に関するプロポーザルの募集があって、それに基づいてプロポーザルの業者がもう既に選定された頃だと思われるのですけれども、そこに基本構想と基本計画をその業者さんに策定をしてもらうという業務内容になっていたと思うのです。市の教育委員会で基本構想、計画、本来なら策定すべきなのかなと感じているのですけれども、民間業者に委託をするというところにした理由というか、経緯をお願いいたします。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えをさせていただきます。義務教育学校または施設一体型の小中一貫校の新設ということで考えておりまして、鴻巣市としては初めての事業となります。また、計画敷地の調査ですとか設定、新校の学校の規模、施設の構成、配置計画、公共施設の複合化、跡地活用、財政コストシミュレーション、事業方式など、検討事項が多岐にわたることから、業者に委託するということとしております。

以上です。

( 諏訪 ) 適正配置に関しては庁内的な検討課題で、庁内でも様々な会議が持たれてきたと思います。庁内でそれぞれ専門分野がありますよね。そういったところの知恵を集めて基本構想をつくるということには至らなかったのでしょうか。

( 教育部副部長兼教育総務課長 ) 今回の委託を出す際にも、仕様書等につきましては庁内検討委員会で検討していただきまして、見ていただきまして、関係課のご意見をいただいたりですとか、あと今後基本構想を定める中では必要に応じて庁内検討委員会のほうで進捗状況ですとか内容を情報共有しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

( 諏訪 ) 343ページの学力向上支援事業なのですが、先ほどもいろいろなご質問があって、なかなか難しいテーマで何とも言えないのですが、総合学力調査というものは一体そもそもどういったものなのかを伺いたいと思います。

( 学校支援課長 ) 総合学力調査につきましては、小学校4年生から6年生に導入する予定でございまして、学力とか生活面について、その調査結果から、今端末に入っているデジタルパークと連携をして、その子どもたちに合わせた今度問題が自動生成されて、それに取り組んでいくことで学力の定着が効率よく図られると。そしてまた、その調査結果が個票として子どもたち一人一人、それから保護者のほうにも伝わることで、その子のまた弱点であったり、課題であったり、そういったことも把握ができる、学校のほうも把握ができると。そして、今後の指導につなげていけるというふうに考えています。以上です。

( 委員長 ) 暫時休憩いたします。

( 休憩 午前 11 時 56 分 )

---

( 開議 午後 零時 58 分 )

( 委員長 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

( 諏訪 ) それでは、先ほどの学力向上支援事業のほうなのですが、総合

学力調査ということで、学習端末を使つてのA Iのドリルをやつていくということなのですが、今やっぱり個人情報の漏えいとかということが大きく社会問題化していますけれども、一部そういった教育関係のIT企業さんでも個人情報が漏れてしまったことがあるということもありましたので、今回の学習端末を使つてのドリルなのですけれども、その委託をするわけなのですけれども、そこでの契約の中で個人情報の問題だとか、例えば卒業した時点でのその子たちの情報というのはどのようなのかを伺いたいと思います。

（学校支援課長）この学力向上支援事業で導入するソフト類、業者のほうと連携してこれまで準備を進めてこさせていただいているわけなのですけれども、委員おっしゃるとおり、それぞれ子どもたち一人一人の個票が作成されます。この個人情報の扱いについては、十分業者とよく確認をして、漏えい等もちろんないように、しっかりと管理されていくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

（諏訪）例えばその個人情報をいつまでその委託した業者さんが持つのか、保管するのかというところまでちょっと伺いたいと思います。

（学校支援課長）今回のソフト類の導入に当たりまして、来年度につきましては小学校のほうに導入させていただこうと考えております。検証をいたしまして、この後、その対象児童生徒、それから導入する内容等を検討していきたいと考えております。中学校のほうにも有効なソフト類がございますので、来年度、小学校1年生から6年生を対象とするわけなのですけれども、その後中学校のほうに広げていくことも、そういったことも想定しておりますので、その辺のところを勘案しながら決定していきたいと思います。

以上です。

（諏訪）しつこいように申し訳ないのですが、そういった子どもたちの情報が後々の大学の入試試験だとか就職試験のときに利用されるのではないかというような声もあるのですけれども、そういったところからは業者さんとはどんな打合せができているのでしょうか。

（学校支援課長）現時点では、あくまでも鴻巣の小中学校における活用という契約になりますので、あくまでも小中学校での学習の取組におけるデータの活用ということになる形では現状ではございます。以上です。

（諏訪）最後に質問させていただきます。

369ページの映画館の指定管理の件です。これは、最初に映写機のところでの財産の取得のところでも質問させていただきましたけれども、まず指定管理料、今まではリース契約で、そのリースの費用は指定管理料の中に含まれていたというご説明でした。今回、5年度の指定管理料が3,653万4,000円なのですが、令和4年度が3,520万なのです。差があまりないのですけれども、この指定管理料の詳細とまではいかなくても大まかな項目を伺いたいのと、リース料が4年度は幾らだったのかを確認したいと思います。

（生涯学習課長）お答えいたします。

映画館の指定管理料につきましては、映画館事業全体の支出合計から収入合計を差し引いた額を指定管理料として設定しております。令和5年度につきましては、歳出といたしまして、映画館の興行に関する支出が2億390万5,900円及び映画館の管理運営に係る支出1億743万9,000円の支出合計3億1,134万4,900円から歳入として事業収入が2億7,386万9,000円及び多目的ホール利用料金収入134万2,000円の収入合計2億7,521万1,000円を差し引いた3,613万3,900円が指定管理料となっております。なお、令和4年度にかかりました映写機のリース料につきましては422万4,000円となっております。

以上でございます。

（諏訪）令和4年度のリース料が422万円ということでただいまいただきました。毎年この金額なのかどうか確認します。

（生涯学習課長）毎年同じでございます。

（潮田）それでは、通告を出しているところから手短にちょっといきます。すみません。

157ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業につきまして、まずこれの対

象人数と、保険証がマイナンバーカードとなった場合の受給者証の連携について伺います。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）今現在、令和5年3月1日時点の対象者数を答弁させていただきますと、合計で1,597人となります。また、マイナンバーの関係になりますが、現在、医療機関、薬局を受診する際に保険証の代わりにマイナンバーカードを利用することによって、患者本人の医療に関するデータに基づき、より適切な医療を受けることができるようになりました。オンライン資格は、将来的には診察券やひとり親家庭等医療費、こども医療、重度心身障害者医療費などの福祉3医療の受給者証もマイナンバーカードと一体化していくことにより、ますます市民や医療現場のメリットが大きくなるとは想定されますが、しかしながらまずは福祉3医療よりも優先される国の法律に基づく公費負担制度をマイナンバーカードで取り込まれるような整備が行われるものと思われまます。ですので、今後国や県が主導して調整するものであり、まだ自治体単位では困難であると考えております。

以上です。

（潮田）そうすると、現時点では受給者証は常に必要ということでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）はい、今現在では必要となります。

以上です。

（潮田）続きまして、159ページの民生児童委員活動支援事業につきまして、これが2,762万5,000円の内訳。要は民生委員さんの仕事大変に過重かなというふうに思っております。成り手がいない。先ほども欠員があるということではございました。実際たくさん相談をいただいておりますけれども、それに対して、まずは民生委員さんが1人当たり、報酬というほどではないぐらいな金額だったかと思うのですけれども、幾らぐらいが一人一人に行くのかと、あとその成り手がいないことに対する対応。先ほどの答弁でもありましたけれども、実際にはどういったことが必要だというふうに行政としては考えているのでしょうか。



(福祉課長) お答えいたします。

民生委員さんの報酬というご質問だったかと思うのですが、まず2,762万5,000円の内訳から申し上げます。こちらのほうは、協議会の補助金が568万8,100円、それに民生委員の活動費として2,193万6,000円、合計で2,762万4,100円でございます。民生委員さんの活動費としてお一人当たりにお幾らぐらい渡されるのかということでしたけれども、まず地区会長さんのほうには活動費として1万円、月額支給をされるものです。通常の一般の委員さんに関しては月額9,000円支給されるものになります。

それと、仕事内容が過重で成り手がいない、その対応はというところですが、民生委員さんの主な活動としますと、各地区の民児協の定例会が毎月ございます。それと、これは民生委員協議会のほうになりますけれども、定期総会ですとか全員協議会のほうがございます。あとは、所属する部会の活動等があり、あとは地区の研修会に参加をしていただいたり、独り暮らしの見守り、高齢者等の実態調査等もございます。こちらに対する対応について、成り手がいない、不足についての対応について、担当としますと、まずは、先ほどの答弁とも繰り返しになりますが、その活動内容等を地域の皆さんに理解をしていただけるように民生委員さん、児童委員さんの活動内容を市として広報等で周知をさせていただいて、民生委員さんのほうの活動に興味を持っていただいて、成り手になっていただけるように積極的に周知をしていきたいと思っております。

以上です。

(潮田) 民生委員さんになっていらっしゃる方は、その民生委員さんとしての仕事のほかに赤十字にそのまま当たり前のように所属をするとか、ほかにもいろいろな当たり前のように、充て職なわけではないのだけれども、先輩たちが皆さんやっているからやるのよという感じで、だんだん仕事がすごく増えているというふうにお聞きをしております。そのほか、子育てのほうのサロンとかの支援とかもあったりとか、いろいろ依頼をされることが多いようではございますけれども、そういった全容というの

は把握はされているのでしょうか。

（福祉課長）民生委員さんのほうは、過去には日赤のほうに加入をしていただいていたというような、委員さんがおっしゃるとおりかと思えます。ただ、今は、この間日赤の炊き出しの訓練にも参加をさせていただきましたが、やはり民生委員さんのほうの仕事が多いということで、今は民生委員さんの卒業された方が日赤のほうに残っていただいたりとか、あとはまたその日赤の活動にご興味を持っている方がなっていたりとかという形も多いようです。ですので、イコールではないことは今担当としては理解をしております。その他、地域の役で充て職のように民生委員さんのほうがなっているという声はやはり担当としてもお声はいただいているところでございます。

以上です。

（潮田）それに関しては、たまたま今回なった方が知らない、当たり前のように言われたので、日赤のほうのお手伝いに、まさにその炊き出しにも行ったということでお話を聞いておりました。これは、ここから先はまた細かな対応になるので、以上でこれいいです。

次、続きまして165ページの難聴児（者）補聴器購入費助成事業。これにつきましては、175ページの要援護高齢者等支援事業でもこれは難聴高齢者補聴器購入になっておりますので、両方とも条件は同じだと思っておりますけれども、まずはこれの申請方法とか、あとこれ意見書が必要というふうに聞いておりますけれども、その意見書を書いてくれる市内の医療機関が定められているのか、その数と、また補聴器販売店との連携というのはどのようになっているのか伺います。

（介護保険課長）まず、申請方法につきましては、申請書と、もちろん今委員がおっしゃったように、市内にある医師が直近の3か月以内に聴力状態を確認しました意見書を伴って、65歳未満ですと障がい福祉課、65歳以上ですと介護保険課のほうに申請をお願いしていることとなります。

あと、意見書ですけれども、こちらにつきましては、身体障害者福祉法第15条に規定する医師、いわゆる15条指定医という医師の者の意見書の

ほうの記載等をお願いすることになります。この医療機関については、市内外を問わずお選びいただけるのですけれども、ちなみに市内では宮坂医院さん、わかやま耳鼻咽喉科クリニックさん、田辺耳鼻咽喉科医院さん、あところのす共生病院にもお一人先生がいらっしゃるということで、この第15条の聴覚の指定医師の方に意見書を記入していただくことになります。

以上でございます。

(答弁漏れ。補聴器販売店との連携の声あり)

(障がい福祉課長) それでは、15条指定医は先ほど説明があったと思うのですが、ここから補聴器店との連携について説明いたします。

今回の補聴器購入の助成を進めるに当たり、市内で補装具としての補聴器を最も取り扱っている店舗において補聴器の聞き取り調査をしており、補聴器の購入状況などを共有したところです。

以上です。

(潮田) ということは、市民の皆さんがその申請をするのに、まず申請書は市役所にあるということ、そしてそこに意見書のフォーマットもあるということ、それを医療機関に持っていき、そしてそれをやった上でもう一回市役所に申請に来る、それから補聴器購入店に行くという流れということでしょうか。

(障がい福祉課長) そのとおりでございます。

(潮田) 続きまして、177ページ、地域密着型サービス等整備助成事業、これ新規事業のためにちょっと詳細を伺いたいと思います。また、今後これのスケジュール、このスケジュールについては大まかでいいのですけれども、伺いたいと思います。

(介護保険課長) こちら、おっしゃるとおり新規事業ということですので、今年度公募いたしました看護小規模多機能型居宅介護に伴う補助金を支給する制度でございます。こちらにつきましては、県の10分の10の補助の支出になりまして、地域密着型サービス等整備助成事業として上限額の3,360万及び開設準備経費等支援事業として求償分上限額の755万1,000円を計上しております。あと、こちら看護小規模多機能型居宅介護

が新設されれば、現在ある小規模多機能型居宅介護では行えなかった医療対応も可能となりますので、がん末期のみとりの方もしくは症状が不安期における在宅生活の継続支援や退院直後の在宅療養生活への円滑な移行支援及び家族とのレスパイトも期待できるということで、大いにニーズがあるものと認識しております。

そして、今後のスケジュールでございますけれども、本市もしくは県のほうの予算が確定後、今月下旬から来月頭にかけて鴻巣市から埼玉県の方に補助金の事前協議を行いまして、埼玉県の内示が届き次第、事業者のほうから市に補助金の申請をいただき、市は内容を審査いたしまして県に補助金申請を行うこととなります。県から補助金の交付確定後、交付決定を行うことによって、事業者につきましては入札や契約等の工事に着工をお願いすることとなります。この時期をおおむね7月頃と予想しております。その後、事業者につきましては、来年度の遅くても2月頃には工事を完了していただきまして、実績報告等を市に提出していただくこととなります。同じく、こちら看護小規模多機能型居宅介護につきましては、地域密着型サービス事業所ですので、市が指定権者でございますので、同時進行としまして事業所は市に対して指定のための手続を行い、市が看護小規模多機能型居宅介護事業所ということで告示をすることによって事業所が開設する手はずとなっております。開設予定日は、おおむね令和6年4月を予定しております。

以上でございます。

(潮田) すみません、言葉が難しくてなかなか分かりにくいかと思うのですがけれども、実際これは訪問診療、訪問看護がよりやりやすく、受け手の側、市民の皆さんにとってはよりやりやすくなる、みとりまで含めたものが始まるということでよろしいのでしょうか。

(介護保険課長) こちらは、訪問、確かに言葉がなじみづらくて説明がなかなか難しいのですがけれども、こちら今介護バージョンでいうと小多機能型居宅介護、これは泊まりと通いと訪問と一括して、包括してその介護事業所が面倒を見るという制度なのですけれども、それに訪問看護、看護師がいることによって泊まりと通いと訪問、一括して、包括してそ

の事業所で面倒を見るというふうな介護事業所でございます。通常、例えば医療につきましても訪問看護、例えば通いについてはどこかのデイサービスというふうにはばらばらな事業所なのですけれども、一つの事業所によってまとまったサービスが受けられるというふうなメリットがある事業所でございます。

以上でございます。

(潮田) これについてもう一点。

これは、入所のベッドは、病床用意はされないということによろしいのでしょうか。

(介護保険課長) 泊まりの機能はございますので、当然ベッド数は9床を上限で設置されることとなります。

以上でございます。

(潮田) 続きまして、191ページ、こうのとりの出産祝金支給事業。これは、令和4年度との違いをまずお聞きしたいと思います。

それとあと、県の事業のほうも新しく事業になったかと思えます。これの連動。両方ちょっと説明いただけますでしょうか。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) それでは、まず令和4年度との違いについてご説明いたします。

令和4年度までの事業内容は、第1子、第2子に対して2万円、第3子以降は5万円の鴻巣市商工会の商品券を市窓口にてお渡ししておりました。令和5年度からは、一律1万円の商品券を市窓口にてお渡しします。ただし、この事業を行うことで県から一律1万円のギフトが申請をすると送られてくるという内容になっております。

続きまして、連動の部分になります。令和4年度までの事業では、第3子目以降の市独自の事業に対して最大5万円、2分の1の補助、本市でいいますと2万5,000円の補助が出ておりました。しかし、この補助が廃止されまして、令和5年度からは市が行う事業に対して上乘せしてギフトを贈るといったような内容に変更しております。これがちょっと連動という形になります。

以上です。

(潮田) 続きまして、193ページ、出産・子育て応援給付金支給事業についてであります。これについては、何人かの委員も質問しておりましたので、ここで確認をしたいのが、今後も現金給付というものが続くのかということ、あと本市では子育て関連のサービス非常に充実していると思っておりますけれども、そういったもの、こういうものがあるよという周知はどのように行っていくのか伺います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) まずは現金給付が今後も続くのかというご質問に対してですが、まず本市におきましては、当面は現金での支給を考えております。しかし、本来この事業は国ではできるだけクーポン等にシフトをしていくことを求めています。埼玉県や近隣市の状況を注視しながら、次年度以降、支給方法についても今後検討課題としていきたいと思っております。

続きまして、サービスの周知になります。今回のこの制度の中、また本市におきましても以前から切れ目のない支援ということで、細かい面談等、相談等は行っていたわけです。しかし、今回この事業をスタートするに当たって3回の面談が必須となりました。その中で、保健師や専門職員のほうから丁寧な妊娠中のサービス、また産後におけるサービス、またお子様だったり、お母様が行けるような場所というのを丁寧に案内していきたいと考えております。

以上です。

(潮田) 続きまして、243ページ、母子健診事業の中に入ると思うのですがけれども、3歳児健診での視覚屈折検査がスタートしております。これについて、その状況を伺いたいと思います。

(こども未来部参事兼子育て支援課長) 令和4年8月から3歳児健康診査の中に屈折検診を導入いたしました。令和4年4月から7月に3歳児検診の対象となっていた児に対しても新たな日程を設けて屈折検診を実施しております。令和5年2月末現在で、本市で屈折検診を受けたお子様の中で、572人のうち要精密検査となったお子様は38人となっております。38人のうちの結果、医療機関から市に届いているのが30人です。その結果の内容としましては、異常なしが2人、遠視性乱視だった

り、遠視、近視性乱視、乱視だったり、要経過観察となっているお子様が16名おります。弱視、遠視性乱視、遠視で要治療となっているお子様は12人となっております。

以上です。

（潮田）そうすると、この異常が見つけれられたというのは、今までの3歳児健診の中ではそういった数字というのは出てきていたのでしょうか。これが導入される前のときには、3歳児健診でお母さんがチェック項目ありましたけれども、そこから医療機関につながっていたような数字というのは出ているのでしょうか。

（こども未来部参事兼子育て支援課長）今現在、以前に出ていたかどうかの結果はちょっと把握しておりませんが、今回この3歳児屈折検診を導入することによって、しっかりと検査で明確になり、人数のほうも把握でき、要治療だったり、早期発見につながったことだと思っております。

以上です。

（潮田）それでは、続きまして教育のほうに行きます。

325ページ、小・中学校適正規模及び適正配置事業についてであります。市内全域の今後のスケジュールについて、全体を伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）それでは、お答えいたします。

まず、常光小学校につきましては、統合準備委員会を立ち上げまして、令和6年度の統合に向けて取組を進めてまいります。具体的な検討事項としましては、統合準備委員会の決定事項といたしましては、閉校式典ですとか交流事業、PTA活動に関すること、通学体制、記念誌が主な検討でございます。小谷小学校につきましては、在校生保護者との意見交換会やアンケートにおきまして、吹上小学校との統合だけではなく、隣接する赤身台第二小学校、箕田小学校も含めた通学区域の変更に関しても検討すべきではないかといった意見をいただいております。こうしたことから、懇話会を開いていろいろな意見を聞いてまいりたいというふうに考えております。大芦小学校につきましては、意見交換会、アンケートの回答件数が他の地域に比べて多く、大部分は統合に対して反対

の趣旨の意見、一方、教育委員会窓口には早期の統合を望む声もいただいております。統合に向けた具体的な時期や方法につきましては、今後も意見交換を重ねた上で決定していきたいというふうに考えております。

それと、川里地域につきましては、3つの小学校と川里中学校を含めた小中一貫校または義務教育学校の新設に向けまして、令和5年度中に基本構想、基本計画を策定していくというような予定でございます。ワークショップやアンケートなども実施していきたいというふうに思っております。

以上です。

（潮田）今の答弁、今までもほかの、本会議であつたりとか、または一般質問であつたりとかでこういった動きは聞いておりましたけれども、今回これだけの大きな、今までであれば笠原小学校とか、または常光小とかって一つ一つだったかなという感じがあるのですけれども、今年度大変大きな動きがあるように思いますが、その中で笠原小学校の閉校を受けて教育委員会として気をつけていかなければならないと思っているようなこと、またはそこから、その笠原小学校を経て今後に生かせるようなことというのはどんなことがあるのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）では、お答えいたします。

まず、笠原小学校のときに思ったことなのですけれども、結構意見交換会とかを行いますと反対の方の声が大きく聞こえてきてしまうというところはございます。その会が終わった後に個別に、実は早く統合してほしいのだといった意見もいただいております。そういったところで保護者の方たちを注意深く、意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。その他は、何よりも子どもたちのことを第一に考えましてこの統廃合、適正規模、適正配置につきましては進めていかなければいけないというところがまず第一でございます。その中でやっぱり、急に子どもが少なくなつて、すぐに学校を統合してくださいと言われてもそれは無理ですので、やっぱり早め早めに意見交換を重ねながら、保護者の方たちのご意見ですとか地域の方のご意見を伺うことが大切だと



いうふうに思っております。

以上です。

（潮田）続きまして、325ページのスクールバス運行事業についてであります。これは、この予算書からすると財源は全て一般財源というふうになっておりますけれども、今後、後からお金がどこかから、どこかからというか、入ってくる場合もあるのかな、どうなのかなというのがまず1つです。まずは、ではその部分。これはずっと一般財源ということによろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）結論から申し上げますと、一般財源ではございますけれども、地方交付税の措置もあるということを知っております。

以上です。

（潮田）今それをお聞きしたのは、要は子どもたちを送迎して、その間の時間とかにほかに使うことができるのか、もしもそういうような、この通学のとき以外の、もちろん目的としては教育の部分でありますけれども、登校、下校以外にも使うということを知ることができるものなのかどうか伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）まず、スクールバスにつきましては、登下校の支援ということで契約をしております、それ以外の部分で使うということと別の料金も発生してしまうというふうに考えております。その辺につきましては、今後の運営状況を見ながら、また学校とかの現場の意見も伺いながら、何かあれば対応はしていきたいというふうには思っております。

以上です。

（潮田）今回これで3方向がバスを使うようになるのかなと思うのですが、けれども、実際市内では2キロより長距離を歩いて登校している子どもたちというのがいるかと思うのですけれども、そういった人数というのは把握しているのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）実際何人ということは把握はしておりませんが、かなり少ないのではないかなと思っております。

以上です。

（潮田）これに関しては、保護者というか、おじいちゃんの立場の方から相談をいただいております、自分のところの孫はとんでもなく遠いけれども、バスは出ないのかとかというようなのがあったのですけれども、基本的にこれは2キロを超えている距離ということでバスになるというのが基本でよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）まず、教育委員会で定めた基準がございます。その中では、適正配置等の取組によりまして通学区域が変更になった児童で、さらに通学距離が直線距離で2キロを超えているというのが対象となる児童の規定となっております。

以上です。

（潮田）それでは、学校給食のほうでお聞きしたいと思います。

347ページ、小学校給食運営事業と、中学校のほうが355ページになりますでしょうか、これが今回、1月から3月までにつきましては給食費が免除になりましたけれども、今後、これは仮定ですけれども、もしも給食費を無償化した場合の年間影響額というのがどのくらいになるのか伺います。

（教育総務課中学校給食センター所長）（課長級）潮田委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度、生徒、児童の見込みの数字でお答えさせていただきます。小学校につきましては約2億6,500万円、中学校におきましては約1億5,800万円（P75「1億5,700万円」に発言訂正）、年間で合計しますと約4億2,300万円（P75「4億2,200万円」に発言訂正）の財源が必要になってくると想定しております。

以上です。

（潮田）分かりました。ありがとうございます。

すみません、最後の質問です。これが349ページ、小学校ふれあいサポート事業と、357ページ、中学校ふれあいサポート事業、両方同じような内容でありますけれども、今インクルーシブ教育がいろいろ言われて大変に話題になっております。インクルーシブ教育を希望する保護者からの

要望に対して、加配をつけて通常学級でという声があった場合の、そういった場合の加配の流れまたは現状を教えてくださいたいと思います。

（学校支援課教育支援センター所長）（課長級）お答えいたします。

小中学校では、学級を補助する役割でいきいき先生が配置されております。また、基本的な生活習慣が身につけていない児童、落ち着きに欠け、他に迷惑をかける児童、多動傾向にある児童等、課題のある児童に対応するため、小1問題対応非常勤講師が1名配置される予定です。さらに、今年度は障がいのある生徒の支援のため、特別支援教育指導員を通常学級に配置しております。

以上です。

（委員長）通告のありましたものはこれで終わりました。

最後に1点ずつ質問できますが、質問はありますか。

（加藤）質問する前に1点ちょっと訂正を、先ほどの質問した中で1か所ちょっと文言の訂正をお願いしたいのですが。

（委員長）はい。

（加藤）障がい者の歯科診療の関係で、その歯科診療所が今アネックスビル内にある歯科診療って言いましたけれども、今はそうでなくて、萩原歯科医院のほうに移っているというふうなことなので、その文言の訂正をお願いしたいというふうに思います。

（委員長）今、加藤久子委員のほうから文言の訂正がありましたので、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

質疑ありますか。

（加藤）1点だけです。説明以外のあれを、通告していたのにちょっとうっかりしてしましまして質問できなかつたのですけれども、1点のみということなので、その中から、では1点だけ質問させていただきます。では、あまり質問に出ていない項目で。361ページのジュニアリーダーのことで、青少年健全育成イベント開催事業ということでの内容でちょっとお聞きします。このジュニアリーダーというのは、もうここ何十年となくやっているかと思うのですけれども、今現在のジュニアリーダーの

人員数と、あと活動内容が分かれば教えてください。

（こども応援課長）現在のジュニアリーダーの人数なのですが、令和5年2月1日現在、中学生から大学生までになるのですけれども、登録しているジュニアリーダーの人数は52名となっております。

また、このジュニアリーダーの活動内容なのですが、主な活動内容としては、キャンプでの野外炊事、テント設営やレクリエーションでの実技指導などを行っています。また、さらには市のイベント補助、児童センターでの講座の講師を行うなど、その活躍の場も広がっています。これらの活動を通じまして指導者としての資質や心構えについて学び、自己啓発も図っているところです。

以上です。

（加藤）52名ということで、かなりやはり少ないのかなって私の感覚では思います。私の子どもなんかも中学校の頃やっていたのですが、あの頃は吹上だけでも結構それなりの子どもたちがいたかと思うのですが、今大学生まで含めて全体で52名というのは少ないのかなって。それに対して、やっぱりそういうPR、その周知というかPRですよ、そういうことをやっているという中でのそんなことは行政としてやっているのかということと、あとキャンプとか、またはテントの指導とかというふうな話がありましたけれども、例えば今コロナ禍の中でいろんな各自治体などの行事が中止になってきているのですけれども、3年もいろんな町内会の行事なんかも中止になっていまして、ではこれからできる可能性があるというふうなことで、それをもし、ではお祭りとか何かやろうというふうに自治会としてなったとするではないですか。そういったときに、今度、ではその協力、ボランティアさんたちの、自治会だけでももちろんできなくて、いろんな協力でそれが成り立っているということが多いと思うのですけれども、では例えばそのときにテントを張る、そういったことの依頼をすればそういうところに手伝いに出てきてくださるとか何かということは可能なのでしょうか。

（こども応援課長）まず、ジュニアリーダーの役割なのですが、子ども会などを中心に地域活動を行い、子どものよき遊び相手、話し相手、時

には子どもたちにとって頼れるお兄さん、お姉さんとなって子どもと大人の架け橋、そういった主導的役割を持って子ども会活動を導く役割を担っているところです。お話にありましたコロナ禍でイベント等が少なくなりまして、確かに体験の場面というのは少なくなったという事実はございます。ただ、またここのコロナの状況を見まして、今年度あたりはなるべく活動をといるところで、例えば鴻巣児童センターで豆まきのイベントにジュニアリーダーさん今年協力いただいて、小さい子たちから非常に頼れるお兄さんということで好評を得たという話も聞いております。また、このジュニアリーダーの活動につきましては、子ども会の組織となっておりますので、実際は市のほうで何かお願いするというよりも、子ども会を通じてジュニアリーダー部会のほうに依頼があつてそういったイベントに参加するという、そういった流れになっております。以上です。

（委員長）加藤久子委員、1人5分目安にお願いします。今3分たちましましたので、あと2分でまとめてください。

（こども応援課長）申し訳ありません。1件答弁漏れがありました。PRというお話があつたかと思えます。PRにつきましては、またジュニアリーダーになるための資格認定研修講座というのを市のほうで行つておりまして、そちらの認定研修講座を開催しますということで市のほうでもPRをしております。令和4年度につきましては、定員25名のところ21名の参加がありました。そのうち11名がジュニアリーダーに登録になったという、そういった流れになっております。

以上です。

（加藤）その活動のほうの中で、先ほど子ども会中心にというふうなことがありましたけれども、中学生などはちょっと無理かなと思えますけれども、大学生までがジュニアリーダーとして活動できるというふうなことであつたら、例えば先ほど申し上げましたように町内会のそういうイベント的な、そういうところでの要請があればそういうところにもやっぱり協力が得られるということなのか。ちょっとそのことが、実際せっぱ詰まった中で本当に今後どうしようかみたいな話があつて、例え

ばものつくり大学のああいう人たちに頼めばできるのではないかとか、いろいろなことをちょっと今考えていることがあるのです。なので、せっかくそういう、ジュニアリーダーのそういう中で依頼ができるのかどうかということがちょっとここにあったものですから、伺いたいと思います。

（こども応援課長）ジュニアリーダーのイベントへの参加ということなのですが、先ほど少し申し上げましたように、鴻巣市子ども会育成協議会のジュニアリーダー育成委員会の中に所属する部会となっております。この子たちの活動については、こちらに依頼をいただいて、その中でどういったものに参加するかという判断がされますので、市のほうで参加ができるかというお答えについてはしかねるということで、申し訳ありません、お願いいたします。

（委員長）5分をめぐりにお願いいたします。

（金澤）先ほどの質問の中で、時間の配分を忘れて質問が長くなってしまったので申し訳なかったのですが、教育部門でちょっと重要なところを1つ聞きたいのですが、353ページの中学校施設改修事業、これ説明概要を見ますと西中学校に上尾道路が隣接するということが計画を見直すのだという形になるのですが、この図面を見ると駐輪場とテニスコート云々がかかってしまうので、当然移転するというのは分かっているのだけれども、地図から見てあまりにも道路に対して校舎云々が近過ぎるのではないのという感じがするわけです。これ通学とか学習等の全体的な教育環境というのかな、この辺の影響はどのように考えているのかお聞きしたいのですけれども。

（教育部副部長兼教育総務課長）まず、通学に関しましては、すぐ学校の隣を大きな国道が通るということでございます。国道事務所のほうからは、自転車も通行できるような歩道橋を1つ学校のすぐそばに設置するというお話を伺っているところです。それと、騒音の関係なのですが、事前に国道事務所のほうで行いました事前の調査では、特に国の基準ほど騒音が出ることはないだろうというふうな予測はされているという説明を受けております。ただ、実際道路が完成した後に国の環境調査で規

定値を超えるようなことであれば何かしらの対策をしていただけるとい  
うようなお話も伺っているところです。

以上です。

（金澤）結局鴻巣市の中学校の中で、馬室の南中学校、それとこの西中  
学校、どちらかというところ、環境がかなり悪いと言ってはおかしいけれど  
も、南中の場合にはもう北本の外れの隅っこにあるというのと、また西  
中は西中で上尾道路が通るといって、かなり中学校的には環境がどう  
かなというところで、今後一つの設置課題になるのかなというところな  
のですが、意見を求めても出ないかなと思うのですけれども、いかがで  
すか。

（教育部副部長兼教育総務課長）上尾道路の計画につきましては、ほか  
にも田間宮小学校のすぐそばを通ったりですか、赤見台中学校の辺り  
も通るような形になります。どういった影響があるかというのはやっぱ  
りなかなか予測するというところは難しいとは思いますが、今後  
何かしら支障があるというようなことがあるときには、いろいろと私た  
ちができることを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（金澤）教育関係で、347ページと353ページの小中学校の備品の購入事  
業、これについてちょっと確認したいのですけれども、当然学校の必要  
な教材等の購入というのはあるわけなのですが、備品と消耗品を結局ど  
のような形で仕分、管理をしているのか教えてもらいたいのですけれど  
も。

（教育部副部長兼教育総務課長）こちらにつきましては、年度当初に教  
育委員会から各課へ、各課の管理の事務学校向けマニュアルというのを  
つくってございまして、その中で性質とか形態を変えることなく比較的長  
期の使用、おおむね1年以上に耐えるものについては備品で購入してく  
ださいというようなことで、これ市役所のほうも同じルールになってお  
ります。そういった形をお願いをしているところです。

以上です。

（金澤）その中で、その備品の問題なのですが、備品というのは年度年

度購入していったってどんどん増えていくような形なのだけれども、古い備品というのがあるではないですか。もうほこりかぶっているような備品。こういうのというのは、教育委員会で各小中学校に、使い道がないとか、もう無理だとか、そういうものについては処分するとか、見直しをしろとか、そういう指示というのは出ないのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）1年に1回、不用品につきまして、大きなものにつきましては、予算の範囲なのですけれども、学校のほうに希望調査をいたしまして、処分しているというのがございます。

それと、備品については各学校の判断で、不要なものがある場合には廃棄届みたいなものを出していただきまして廃棄しておりまして、通常のごみで出せるものについてはごみで出しているのですけれども、大きなものにつきましては先ほどの年に1回の調査で出しているというような状況です。

以上です。

（諏訪）すみません、先ほどの教育の映画館の管理運営事業のところちょっと確認が1点と聞き漏らしたことが1点あります。お願いいたします。

まず、確認なのですけれども、指定管理料の中に含まれていた映写機のリース料金という認識で私質問をしたつもりなのですが、ああいったシステムですと様々なOA機器もリースをしている可能性があるのですけれども、先ほどいただいた422万円というのは生粋に映写機のためのリース料金と考えていいのか確認をさせてください。

（生涯学習課長）お答えいたします。

先ほどの422万4,000円のリース料につきましては、映写機8台分のリース料となっております。

以上でございます。

（諏訪）同じく映画館のところなのですが、施設修繕料が5年度の予算に入っております。960万9,000円なのですが、これに関して説明があったかもしれないのですが、どんな施設の修繕なのかを伺いたいと思います。



(生涯学習課長) お答えいたします。

まず、サラウンドスピーカーを更新をさせていただきたいと思っています。そちらの予算額については、760万9,000円ということになっております。それと、ほかに低額の修繕ということで200万円計上させていただいておりますので、その合計が900万円という形になります。サラウンドスピーカーの更新、修繕につきましては、本年度予算額760万9,000円になっているのですが、一応こちらにつきましては、54台全部でシアター内あるのですが、その半分を令和5年度で更新し、もう半分を令和6年度で更新するという予算配分になっております。以上でございます。

(野本) ただいまの諏訪委員と同じ場所なのですが、映画館の管理運営事業のところで、ちょうど今のサラウンドスピーカーのところ通告を出してありました。このサラウンドスピーカーというのはどのくらい年数使ってきたものなのか、最初に伺います。

(生涯学習課長) お答えいたします。

こちらのサラウンドスピーカーにつきましては、開業時の平成25年から使用しているものでございます。以上でございます。

(野本) それで、その更新の必要性というのは何か定めがあるのですか。

(生涯学習課長) まず、スピーカーの耐用年数が約10年であることと、あとメーカーの保守期間がもう終了しているところから、今後、音が出なくなったり、故障を生じる場合はちょっと修繕ができなくなる部分があるということで、急な修繕がちょっとできなくなるというところから、また新規に替えるとなるとやっぱり数か月ぐらいかかってしまうということから、今回更新するに至った理由でございます。

(野本) これまでそのスピーカーの修繕履歴というのはあるのですか。

(生涯学習課長) 現在のところはございません。

(野本) 今回54台のうち半数ということは、27台ということですね。1台当たり計算すると大体28万円ぐらいになるかなと思うのですが、これはスピーカー単体のことなのか、それとも設置とか全部の交換

作業を含めたものなのか伺います。

(生涯学習課長) こちらは、スピーカー単体と設置費用も含めた金額になっております。

以上でございます。

(野本) そうすると、単体では金額が幾らということになるのですか。ちょっと聞き方、単体ではなくてもいいのですが。本体とその設置がそれぞれ幾らかでもいいのですが。

(委員長) 暫時休憩しますか。

(何事か声あり)

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 5 分)



(開議 午後 1 時 5 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(生涯学習課長) 大変申し訳ございませんでした。見積りでいきますと、1 台当たり 22 万 8,000 円ということで計上されております。

(野本) この交換したスピーカーは、どのように処分になるのでしょうか。

(生涯学習課長) 基本的には、交換とともに処分という形になります。

(野本) 事前の説明のときに、映写機とサラウンドスピーカーは写真がついているのですけれども、1 つのホールにこれは幾つずつついていて、そのホールごとにもう数が違うのか、その辺がよく分からないのです。54 台というのが 8 館だと何か半端な数になってしまうのですけれども。

(生涯学習課長) すみません。こちらは、機器自体は全部同じ種類になっておりまして、あとはシアターの大きさに台数が変わってくるものでございます。

以上でございます。

(野本) 8 館全部、8 ホール全部についているということによろしいのですか。

(生涯学習課長) はい、8 ホール全部のスピーカーでございます。

(潮田) 先ほど時間がなくて最後質問できなかったのが、すみません、また生涯学習課なのですけれども、図書館管理運営事業の中の電子図書館の利用状況と、まだまだやっぱり知られていない、私もいろいろなところでお話をしますけれども、知らない方が結構多いかなとは思っているのですけれども、これの周知について伺います。

(生涯学習課長) 現在、電子図書館の利用状況につきましては、令和5年1月までの状況になりますが、電子図書館にログインした件数につきましては月平均約4,000件となっております、貸出件数は月平均約630件となっております。こちらの電子図書館の周知につきましては、6月広報に掲載したほか、駅通路へのポスター掲示、図書館館内での掲示及びホームページの掲載内容を再度強化しております。また、小中学校生徒向けに朝読書の貸出しの際にパンフレットを配布しているほか、学童、保育所にパンフレットの掲示をお願いしているところです。また、図書館の事業におきましても電子図書館利用講座を開催し、周知を図っているところでございます。

以上でございます。

(潮田) 前にも1度聞いたことがあるかもしれないのですがすけれども、今小中学校全ての子どもたちがタブレットを持っています。その学習者用端末のほうからもこの電子図書というのは読もうと思えば見れるものなのでしょうか。

(生涯学習課長) 他市の例では、このICT機器、全生徒に配布している機器を連携している市町村もございます。

以上です。

(潮田) ということは、他市でできていて、本市では見れる機能、機能的に見れるものなののでしょうか。

(生涯学習課長) すみません、その辺に関してはまだ、その連携できるかどうか確認はまだ取れていない状況でございます。

(潮田) これについては、ぜひとも連携をしていただきたいと思います。学校支援課のほうでの読書の推進の中でも必要なことではないかなと思います。この電子図書館は、結局はここで全部読むのではなくても、新

しい新刊本との出会いであったりとかというのがすごく大きいかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の連携は今後取ることができるでしょうか。

(生涯学習課長) 他市の例を見ますと、実は電子図書館は基本的に2年間または52回貸出し、どちらか終わったら終了という形になります。または、2年間か52回どちらか早い、どちらかが終了した時点でその本が終了してしまうという状況でございます、これを小中学校全部の図書館連携をしますと、電子図書の終了というか、もうそれ自体がすぐなくなってしまうとか、そういった状況も考えられまして、他市でやっている状況を確認しますと、年間で何かまとめて電子図書を購入して、それ専用にといいか、小中学校パソコン連携した、それに対応する電子図書を購入するというようなものも発生をしてくる状況になっておりますので、その辺も含めて、あとは機器の連携ができるかも含めて今後検討になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

(潮田) これに関しては、今せっかく鴻巣市では公式ラインのアカウントを持っていますよね。公式ラインを持っている、登録しているという人は皆さんスマホが見れるということになりますので、ぜひともそういったものでも電子図書の利用の周知を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(生涯学習課長) 今までラインについてはこの電子図書館の案内はしてこなかったもので、今後はその辺をちょっと、ラインでの周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

(委員長) 5分を目安にお願いします。

(菅野) 5分以内。

(委員長) はい。

(菅野) では、急いで。何としてもやっぱり一言聞きたいので。

165ページの難聴者補聴器購入費扶助に40万円予算計上されていますけれども、これって何人分ぐらいの補聴器の助成になるのかというのをま

ず簡単に。人数だけ、何人分というのだけ教えてください、まずは。

（障がい福祉課長）お答えいたします。

この40万は、10人分を予定しております。正確には10件分なのですが、10人分と同じです。

（菅野）最近、高齢者の補聴器の装用で認知症機能を改善させるかという医学誌が出たのです。この報告では、45歳から65歳では、認知症の9つのリスク要因のうち、難聴が最大のリスクとなっているのだそうです。国際的にも補聴器の介入によって脳の認知機能が改善するという報告はあまり多くありません。11年に65歳以上の34人に3か月補聴器を装用して調査した結果ですけれども、65歳以上の難聴者への補聴器の装用が視覚に関係した脳の負担の軽減に寄与している可能性が示されたということで、国際医療センター聴覚障害研究室長の神崎晶さん、こちらの方が聞こえづらさを放置すると認知症のリスクを高めますよということで、こういう報道がされているわけですが、ぜひ40万と言わず、10人分と言わず、これから高齢化社会の中、もう少し希望があれば増額することができるのかというのをお聞きします。

それと、どうしたら認知症を少しでも止め、認知機能を改善させることができるかという、そうした研究も含めて市民に啓蒙してほしいと思いますが、そこらはどうでしょうか。これだけお聞きします。

（介護保険課長）今菅野委員のご質問なのですが、65歳以上につきましては介護保険課のほうで要援護高齢者支援事業としまして50人分、50回というのですか、50人分、200万ほど予算について確保しております。それで、今菅野委員がおっしゃっている認知症についての見識というのは、実は介護保険のほうでも認知症総合支援事業というのがございまして、私もちょっと時折会議に出席するのですが、そのときの認知症の囑託医で、先生どうですかね、難聴の方ですとやはり認知症になる確率高いですかねというふうなちょっと討論をさせていただいたので、そしたら、やはり先生も、まあそれはそうだねというような話がありましたので、そういうことを総合的に踏まえて鴻巣市として今回ゼロ歳から、要するに全部の方に補聴器助成について決断させていただいた

次第になります。

以上でございます。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

中学校給食センター所長より文言の訂正が求められていますので、許可いたします。

(教育総務課中学校給食センター所長) (課長級) 先ほどの潮田委員のご質問で、影響額についてご質問がございました。私のほう、中学校、約1億5,800万円と申し上げましたけれども、中学校3年生につきましては3月分給食費若干減りますので、申し訳ございません、1億5,700万円に訂正をお願いいたします。そうしますと、年間につきましては4億2,300万円と申し上げましたけれども、4億2,200万円。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 一般会計の予算に反対の討論をいたします。

様々な子育て支援に関する施策に関してはおおむね了承できるものなのですが、その先にある教育の行政に関しては、大きく教育行政が転換するような内容が多く含まれております。1つは、小中学校の適正配置で初めて小中一貫教育、一貫校をつくるという段階での計画や構想について、やはり民間にお願いをします。市の教育委員会の姿勢がなかなか見えないというところで。それと、もう一つは映画館ですけれども、あえて映写機の購入というところで費用が甚大なものになっていくと思います。ということで、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第30号 令和5年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時08分)



(開議 午後2時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第24号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) 交通事故を起因としたものなのですけれども、ちょっと事情がよく分からないので、事情を教えてください。

(介護保険課長) 今回かなりレアなケースなのですけれども、交通事故による第三者納付金というのを予算計上させていただいています。こちらの概要といたしまして、まず第三者納付金というものが介護保険法第21条第1項にて給付事由が交通事故等の第三者の行為によって生じた場合において保険給付、この場合は介護保険給付になりますけれども、介護保険給付等を行ったときは、その給付の価額の限度において被保険者が第三者、要するに被害者の方が加害者に対して有する損害賠償の請求権を取得することになります。今回の事故につきましては、第三者の行為による被害届が平成28年10月17日に出ておりまして、こちらのほうの事故の発生日が平成28年6月30日に事故が発生したようでございます。

事故の概要につきましては、もう事故状況発生状況報告書をそのまま読ませていただきますけれども、田間宮生涯学習センター前の歩道を歩きまして、荒川土手の往路というのですか、荒川土手に上がるため横断歩道を渡っている最中に、その渡り切る一、二歩手前で左側から来た自動車にはねられたというふうな事故の原因でございます。当初は、医療行為でございますので、さいたま赤十字病院等に入院をなさって医療行為のほうでされたようですけれども、介護保険の申請が、平成28年8月25日に介護保険の認定申請が行われまして、介護保険の認定が行われたのが平成28年10月4日で、それ以後、介護認定、主に訪問看護等の介護サービスを使って現在まで至っている状態でございます。ちなみに、そのときには要介護4の状態の介護認定が出されたようでございます。それに伴いまして届出が出ましたので、第三者行為の損害賠償共同事務につきまして、国保連合会、審査支払機関のほうに委託しまして、令和4年1月分をもって決算というか、そこまでの間で給付額が確定しましたので、今回この金額について補正予算を計上させていただいていることとなります。

以上でございます。

（諏訪）この交通事故の被害者の方なのですけれども、65歳以上で、介護保険も使えるという状況で認定をしたということなのではないでしょうか。いわゆる通常医療を受ける際に、こういったけがの場合、けがかどうかはちょっと分かりませんが、けがの場合、交通事故なのか、ご自分で転んだり何かしたのかとか、いろいろ事故の様子を聞くかと思うのです。そして、そのときに適切な保険で治療を受けるのではないかと思うのですけれども、その辺がちょっとよく分からないのです。いわゆる医療保険を使ったのでしょうか。それとも、交通事故の、事故のほうの保険を使ったのでしょうか。

（介護保険課長）こちら委員のご質問ですと、医療保険のほうを使われて、その後またこちらの医療保険に届出をして、また第三者行為として、介護保険のほうに移りましたので、介護保険のほうの届出もしたということ聞いております。



(諏訪) 医療機関で医療保険を使ったというところがよく理解できませんけれども、その辺は国保連はどのように指導があったのでしょうか。

(介護保険課長) 医療保険の部分ですと、その辺のところはちょっと定かでないのですけれども、介護保険として今回届出がありましたので、第三者行為のほうの求償額として今回、手数料として事務委託しているということになります。

(健康福祉部長) 鴻巣市民の65歳以上の方が交通事故に遭われて、まずは医療を受けられたと思うのです。医療は、委員おっしゃるとおり交通事故だと普通医療保険って使えなかったりするのだと思います。ただ、その辺はちょっと私ども掌握してございません。病状が落ち着いて、日々の生活をするに当たって介護サービスを使うというところでございます。1回はこの介護サービスお認めしてというか、介護認定をして、サービスが使えるのです。その事故でたしか10・ゼロだったと思うのですけれども、そうすると損害賠償が生じますので、その使った介護サービス分については加害者の方に国保連が請求していただいて、その分が戻ってきたというところでございます。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 令和4年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。本議案については、4名からの通告がございます。質疑はありませんか。

(加藤) では、通告はしたのですが、資料を頂く前にもう通告していただきますので、通告した中で介護予防サービスとかの内容的なものとかというのは右の資料の中に掲載されていますので、その辺は取り下げておきたいというふうに思います。

一応、資料のほうでなくて、介護保険の予算のほうからの、一般的な予算の中からページ数ということで通告してありますので、ここにももちろん載っていなければなのですが、まず525ページにありました介護認定訪問調査事業ということであるわけなのですが、これ例年何件ぐらい訪問をしているのでしょうか。今、毎年毎年更新するわけではないですね、もう認定されている方は。ただ、新しく認定される前にいろいろ訪問するのでしょうかけれども、大体毎年どのぐらいの回数を訪問されているのかまでお聞きしたいと思います。

(介護保険課長) こちら令和2年度と令和3年度の訪問調査件数の数字をそのままお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、新規申請の調査、この新規申請につきましては市の調査員が行くことになっておりますけれども、市の職員が1,284件、更新申請等につきましては原則介護支援専門事業所等に委託調査するのですが、それにつきましては1,661件、合計で2,945件の調査をしております。令和3年度につきましては、新規申請の調査に市の職員が1,414件、更新申請等の委託調査が2,490件で、合計で3,904件の調査をしております。令和2年度とあくまでも令和3年度を比較しますと、令和3年度は959件の増加になっておりますので、訪問調査件数は今後も増加するだろうということを見込んでおります。

以上でございます。

（加藤）かなりの件数訪問されているのですね。こんなに訪問されていると思っていなかったのですが、これどこか委託されているのではないのですたっけ。私、もともと最初の訪問というのは職員さんがやっているのかなというふうにずっと、そんな認識していたのですけれども、ここに改めて予算書を見たら委託みたいな感じなのかなと思うのですけれども、こういった内容ですか。

（介護保険課長）新規の申請、例えば初めて申請する方につきましては、市の職員が訪問というか、調査をするというふうな、これは法令で決まっております。更新につきましては、これだけの数がありますので、市の職員が全部正直し切ることはできないので、ケアマネ等に委託して調査しているというのが実情でございます。

（加藤）分かりました。

次に、527ページの介護保険趣旨普及事業ということで、資料にもありましたけれども、印刷代なのですけれども、120万5,000円ということで計上されているわけなのですけれども、そんなに普及のための印刷って、これ毎年の計上になっているのですたっけ。一回印刷して、それが在庫があれば、それをまたずっと継続して活用されるということになるのか、毎年毎年新しいものをこのような予算の中で印刷しているものなのかを伺います。

（介護保険課長）基本的に在庫をいっぱい作って、いつまでも使えればいいのですが、ご承知のとおり介護保険制度、3年に1回大きな改革、毎年のように例えば法改正等を行ったりとか、例えばコロナについてもコロナ減免がありますとか、そういったことの周知がありますので、基本的に毎年こういうパンフレットを市民の皆様にも周知して、介護保険はこういったものだというふうなことをお知らせしているということになります。

以上でございます。

（加藤）毎年ということですが、これは窓口に来た方にお渡しするというものなのか、これだけ、この金額で何部ぐらいの印刷するのか

ちょっと分からないのですけれども、毎年大体はけるような状況なのですか。

（介護保険課長）まず、当然介護認定、先ほど新規申請とかで当然窓口にファーストインプレッションでいらっしゃる方があると思うのですけれども、そういう方に例えば、当然ご家族等だと思いののですけれども、制度説明をするパンフレットが3,400部、約36万6,520円。こちらにつきましては、当然介護保険制度なので、このパンフレットを基に市内の出席前講座ですか、このパンフレットも活用させていただいて、制度説明のパンフレットが3,400部というふうな予算を取っております。そのほか、毎年7月に65歳以上の方全てに介護保険料の通知書をお送りするのですが、そのパンフレットの中に介護保険の被保険者の人数と同じ部数、予算としては4万5,000部なののですけれども、39万6,000円を予算計上させていただいております。同じく、65歳になる方が介護保険被保険者証、ピンクの保険者証を送るのですけれども、そちらを同封するパンフレットが同じく大体年間4,000人、4,000人弱の方が65歳になりますので、その方に同封するパンフレットが約19万8,000円。同じく、介護認定を受けて介護サービスを利用するとき自己負担割合、例えば1割から2割、3割というふうな自己負担割合証というのをお送りするのですけれども、そちらのお送りするときの負担割合証を使うときの説明文書として同封するパンフレットとして約6,000部、24万4,200円を計上させていただいております。

以上でございます。

（加藤）何千人という方が認定されていらっしゃるわけですが、その中で認定をされて、基本的には介護3からでないの特養とか何かには入所できないというふうな、そういうことが数年前からなっていますけれども、今現在その認定されている中で待機をされているという、延べになったり、もちろん実質数字とか、延べで何か所か申し込んでいるというふうなこともあるかと思うのですが、その辺の数字が分かりましたら教えてください。

（介護保険課長）今のは要介護3以上、多分施設の待機者数だと思いの

ですが、毎年1回、埼玉県を中心に、名寄せ等もして、実人数としていわゆる施設入所者の待機者数というのをカウントしておるのですが、鴻巣市につきましては、令和4年度調査では155名の方が待機者として計上されております。

以上でございます。

(加藤) 155名は、取りあえず申し込んである待機者という数字でしょうか。ダブっての数字はなくて、もう全く一人一人の待機者が155名いらっしゃるという、そういう数字なのでしょうか。

(介護保険課長) 基本的にお一人の方がAの特養、Bの特養ということは名寄せしまして、その方は1とカウントして、実人数として155名として毎年埼玉県のほうが調査していることになります。

以上でございます。

(加藤) 155名いらっしゃるということは、かなりやっぱり待っている方の、家族の方もそうでしょうし、なかなかご本人が入りたくて本当にただ待機待ちという方は少ないのかなって、大体ご家族の方が、そういうふうな方のほうが多いのかなと思うのですが、それで介護保険の計画をする中で、やはりこの鴻巣には、もう以前に第二の福富の郷ができる予定だったけれども、できなくなってしまうって、やはりまだ必要であるというふうな認識の中からそういう計画もあったわけです。今何も話がちょっと聞こえてこないような気がするのですけれども、そんな新しく特養を造るような、そんな話というのがあるのか、ないのか、最後にお聞きします。

(介護保険課長) 特養につきましては基本的に埼玉県が指定するものでございまして、今年度の審査結果といたしまして、箕田地域に100床、鴻巣市について審査というか、その協議として審査で決定が下りましたので、基本的に、箕田地域ですので、C圏域ですか、C圏域のほうに100床の特別養護老人ホームが令和7年をめどに建設予定になっております。

以上でございます。

(野本) 議案第33号、介護保険特別会計の令和5年度予算について伺います。

519ページになりますでしょうか、保険給付費準備基金、繰入金として出てきますけれども、これ基金については年度によって変わってくるというふうに認識しているのですが、基金の状況とこれまでの推移、今後の見通し、これらを伺いたいと思います。

（介護保険課長）まず、令和3年度末残高の金額、正式な数字ですけれども、こちらお話しさせていただきます。まず、こちら、令和3年度末残高につきましては4億7,729万2,335円でございます。今回、令和4年度、様々繰越金や基金利子の積立て、もしくは基金の取崩し等を精査しますと、令和4年度の残高見込みにつきましては4億3,500万1,505円の見込みになっております。令和3年度から約4,200万ぐらいの金額が減というふうな見通しになっております。

今ご質問のこれまでの推移としましては、平成30年度残高につきましては5億6,335万357円、令和元年度末残高が4億7,714万8,294円、令和2年度末残高が4億3,266万486円になっておりますので、なお今年度、令和5年度の際につきましては、基金の取崩し額を2億7,968万7,000円を予定しておりますので、こちらのほうを先ほどの令和4年度末の4億3,500万から引くと、おおむね1億5,600万ぐらいの残高になってきてしまう。ただし、もちろんこちら繰越しにより繰越金が発生するというのを仮定することになりますけれども、今年度ベースの繰越金が1億1,100万程度がありますので、今年度ベースの繰越金が発生するとあくまでも仮定した場合ですと2億7,000万ぐらいの令和5年度残高になると思いますので、かなり基金残高としては厳しい状況だというふうに認識しております。

（野本）通常といいますか、例年の流れでいくと基金はちょっと減少傾向で、令和5年度の予想については大分少なくなっているという中で、介護については減ることはないですよ。増えていく。そういうことを考えていくと、今後どのような方法でこれを維持していくことになるのか。一般会計からの繰入れというのが今年度の予算の中でも、これは13億8,673万8,000円というのがありますけれども、この辺、こういう一般会計からの繰入金介護保険特別会計をサポートすることになるのでは

うか。

(介護保険課長) 国、県、市、支払基金等の交付割合というのは、基本的に介護保険法で法定割合が決まっておりますので、今委員ご質問のように、例えば市の一般会計から余計に出すとかっていうことは基本的には法令上想定されておられません。ですから、たしか市は12.5%だと思うのですけれども、そちらのほうの金額以上の例えば15%とか20%負担するということは、基本的にはそれは保険の制度上ではちょっとあり得ないというふうに認識しております。

(野本) そのバランスの中で今後も歳入をつくっていくということになるわけですね。ただ、やっぱり、国民健康保険もそうですけれども、介護保険は使う人と使わない人がいるという中でも、なかなかバランスを取るのが難しいなというふうに感じるのですけれども、その辺のバランス感覚というのを今後どう取っていくのか、その辺のことを伺いたいと思います。

(健康福祉部長) 少し補足をさせていただきますと、介護保険の保険給付費準備基金は、ほかの基金と違いまして、ある特定の目的のために積み立てていくというのとはちょっと違っていまして、介護保険事業計画、3年間立てますが、その年度間調整に使うのが目的でございます。3年間の事業計画は、3年間でどのくらい保険給付費、介護サービスが使われるだろうか、歳出の見込みを立てまして、それに必要な額を歳入で計算するわけですが、歳入の半分を保険料、半分を国、県、市で負担をするという仕組みになっています。3年間の初年度は、ある程度保険料が余るというのですか、ありますので、それを基金に積んでおき、2年目はちょうど真ん中のくらい、3年目には被保険者が増えますので、最初ためておいた基金から取り崩して補填を行う。3年間でさらに少し余裕ができたときには、それも基金に積んで次の期に使わせていただくというものでございますので、歳入を市が用意して基金に積み立てておくという性質のものではございません。委員ご心配いただいたとおり、高齢者が増えていきますので、介護保険も総額としては大きくなっていく見込み、イコール保険料も高くなっていくだろうという見込みがあります

ので、いかに介護サービスを使わないで元気に過ごしていただけるかということ、主には介護予防に努めたりとか、あとは認知症の予防に努めたりとか、お元気で過ごしていただくような策を工夫していくというのが重要になってくるのかなと思います。

以上です。

（野本）分かりました。

次に、539ページの認知症総合支援事業について伺います。認知症の認定、これはもうやはり高齢者が増えていくに当たって増えていくのだろうなというふうにも思います。これについて、推移、今後の見通しについて伺いたいと思います。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

認知症の認定数、これまでの推移と今後の見通しはということですが、令和5年3月1日現在で介護認定を受けている方は4,602名、そのうち3,125名の方が日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られる方で、介護認定においては認知機能が低下している方と判断させていただいております。令和4年3月1日現在と比較いたしますと、介護認定を受けている方は4,603名、そのうち3,152名が日常生活に支障を来しているような症状、行動や意思疎通の困難さが見られる方となっております。2年間を比較いたしますと、推移といたしましてはほぼ横ばいとなっております。ただ、介護認定申請をした方の人数で数字を出しておりますが、中には認知症の症状があっても介護認定、サービスの利用を受けずに地域でお住まいの方もいらっしゃるかと思います。また、今後急速な高齢化とともに認知症の方も増加し、令和7年には全国で高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されております。認知症は誰もがなり得るもので、家族や身近な人が認知症になることなども含めて多くの人にとっても身近なものとなっております。本市では、認知症の方ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み、いわゆるチームオレンジと言っているのですが、そちらを令和3年度から開始しております。今後も



引き続きチームオレンジの活動を進めていきまして、認知症の方も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押ししていきたいと考えております。

以上です。

（野本）先ほどの答弁の一番最初の数字の年度、令和5年って聞こえたのですが、5年っておっしゃってましたですか。

（介護保険課副参事）最初に申し上げました数字は、5年の3月1日です。4年の3月1日と比べてということで申し上げました。

（野本）分かりました。

それで、たまたま私ぐらいの世代はもう認知症の家族に囲まれて生活しているような世代なので、やはりその深刻といいますか、大変さといいますか、それを感じるのですけれども、やはりある程度慣れも必要なのだろうけれども、初めて体験される方というのも、親が初めてなっていくというような感覚の方もいらっしゃる。そのために様々なサポートがあるというふうに伺いました。家族とか周りの認知症をサポートする方々の事業についてもう少し、どのようなサポート、具体的なアドバイスとかそういうようなことをされているのか、相談事業も含めてもう少し伺わせていただければと思います。

（介護保険課副参事）申し上げます。

認知症のサポートとしまして鴻巣市でやっている事業は、鴻巣市の、先ほど説明があったかもしれないのですが、地域包括支援センターこちらのの中に認知症の総合支援事業ということで業務委託しておりまして、その中に初期集中の検討委員会ですとか認知症の地域支援推進員という方がおりまして、その中で社会福祉士であったり、看護師であったり、精神保健福祉士等、そちらの方が認知症の推進員として相談窓口になっております。そこで認知症の、よく聞かれるかもしれないのですが、オレンジダイヤルとって相談窓口、あとはカフェ、認知症のカフェで、オレンジカフェとっております。あとは、そこに若年性の集いであったりというところもあります。新しくできたものが先ほど申し上げたチームオレンジといたしまして、地域のボランティアさんの中から認知症に

特化した研修を受けていただいて、認知症のボランティアさんも含めてそちらの方の、地域で支えていくのですけれども、認知症の本人も含めました、ご本人やボランティアさん、あとは家族も含めて、そのご家族とご本人が望むこととボランティアさんがやることをつなぐコーディネーターというのがチームオレンジの中にまたおりまして、そういう中でマッチングをしまして、ご家族やご本人の望むこととボランティアさんをつないで支援していくという、そういうまた事業も展開しております。以上です。

（野本）大変心強く感じました。

それでは、527ページ、これちょっと戻ってしまうのかな、居宅介護サービス給付事業で、居宅介護が高齢者の増加とともに増えていくのかなというふうにも思うのですが、その現状について伺いたいと思います。

（介護保険課長）居宅介護の現状なのですけれども、まず基本的に介護保険につきましては居宅介護もしくは先ほど加藤委員からもおっしゃった施設介護、両輪があるのですが、基本的に鴻巣につきましては施設の整備が堅調なので、施設介護のほうの給付費のほうが多い。他市に比べると、他市は比較的居宅介護のほうで、給付費のほうが多いことが多いのですが、裏を返すと鴻巣はそれだけ施設整備が堅調だというようなことを一つ位置づけられると思います。

それで、ご質問の居宅介護についてですけれども、先ほどもご審議いただきましたけれども、令和6年度から居宅介護で看護小規模多機能型居宅介護とかができますので、施設介護はもうおおむね堅調でありますので、居宅介護について、地域包括ケアシステム、居宅介護のほうを伸ばしていくというふうなほうがある程度目標としてあるのかなというふうに認識しております。

それで、1つ現状ということで、コロナ禍がありまして、基本的に医療との連携があった訪問、通所リハビリテーション等が減少している傾向が令和2年度と令和3年度につきましては顕著でございました。そうすると、恐らくドクターからの指示、場合によっては医療控え等があって、なかなかドクターの意見書がないので、通所リハビリテーションが減少

しているので、場合によっては機能の低下が重度認定者のさらなる増加につながって、もしくは居宅介護を含めた要介護の方の給付費の増加につながるというふうな懸念を感じております。

以上でございます。

（菅野）歳入で、介護保険料の引下げについてどのように考えているかということが1つです。

あとは、新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免の実施は可能か。

3は、低所得者に対応する自治体独自の介護保険料の……

（委員長）菅野博子委員、質問は1項目ずつしてください。

（菅野）一問一答ね。

（委員長）一問一答というか、1つ聞いて、お答えください。

（菅野）分かりました。

では、介護保険料の引下げについて、40歳以上になってからということですが、どのように考えているか。引下げがどのようにしたらできるかということです。利用者が減れば……。

（介護保険課長）40歳以上からの方につきましては、第2号被保険者なので、各健康保険から合算してのるかと思うのですが、ちょっとそちらのほうは法令で決まっておるので、どうなれば下がるかっていうのはなかなかあれなのですが、今までの議論も含めて高齢者の方が多くなりますし、介護給付費も多くなりますし、もしくは施設の整備もありますので、恐らく委員ご質問のように引下げになることはなかなか難しいのではないかなというのがちょっと率直な感想でございます。

（菅野）結局、利用しなくても年齢になれば収入に応じて払うわけですよ。利用しなくても払うのですよね、国保と同じで。そこが、結局収入をいっぱいもらってれば、それに依っていっぱい払うようになるわけですよ。最高限度額を払うというのは幾らになるのですよ。介護保険料って。収入が最高額で幾らもらおうと幾ら支払うという年間のあれがどこかにあったよ。幾らになるのか。

（介護保険課長）最高限度額、鴻巣市につきましては10段階の保険料段

階になっておりますので、最高段階は年間11万2,300円をお支払いいただくこととなります。

(菅野)では、利用しなくても、結局11万2,300円は払うということなのですね。

では、2番目の新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免の実施というのは可能なのでしょうか。

(介護保険課長) 新型コロナウイルス、例えば感染になってしまったからということではなくて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、具体的に申しますと、前年の当該事業収入等の額が10分の3以上減少した場合については介護保険料の減免措置が適用されております。実績としては、コロナが真っただ中の令和3年度で合計11名の方に今委員おっしゃるコロナウイルス関連の減免というような制度を適用しております。なお、令和4年度、今年度につきましては、対象者はございませんでした。

以上でございます。

(菅野) 3番、低所得者に対応する自治体独自の介護保険料の減免制度の拡充はできるのかということをお聞きします。自治体独自の減免制度。

(介護保険課長) 今でも保険料段階、第1段階から第3段階までのいわゆる住民税非課税世帯の方においては、平成27年度より消費税を財源とした公費を投入して保険料の軽減が行われておりますので、それ以上自治体独自で介護保険料の減免制度を拡充するということは、介護保険法の制度の趣旨からちょっとなじまないのかなというふうに考えてございます。

(菅野) 次は、保険給付費について、526ページからですけれども、(1)として、利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成するということができないのかということです。

(介護保険課長) 各介護サービスを利用したときは、これもまた法令に基づき利用料の減額が定められております。その上限を超えた部分につきましては、委員ご指摘のとおり自費負担になるのですけれども、この分を独自に助成することは、やはり介護保険制度の趣旨となじまないも

のと考えておるのですが、ただし介護保険料第1段階から第3段階までの住民税非課税世帯の対象者の方が在宅サービスを利用した場合につきましては、あくまでも利用者負担の範囲内でございますけれども、自己負担の2分の1を市の一般会計のほうから独自助成している介護保険サービス利用者等助成事業がございますので、低所得者の方には一定の配慮はされているのではないかと考えております。

(菅野) 自己負担の2分の1を一般会計から出して、今利用がしやすくなるというふうにはやっているということですか。なるほど。

次、523ページなのですけれども、介護保険特別会計庶務事業、高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託料、特養ホームや在宅サービスについて、市の考えは、このままでずっとどうなるかって、どんどん高齢者が増えるわけですから、最終的に特養老人ホームや在宅サービスについて市民の皆さんに、どのように老後を送るのが幸せであり、行政としても金銭的にも施策的にもやっていけるというふうを考えて市民に啓蒙していくのかという点についてお聞きしたいと思います。

(介護保険課長) 非常に大きなテーマなご質問だと思います。正直次期計画にも反映するかと思うのですけれども、今市民に対してどのような啓蒙というか、周知というかとかだと思うのですが、今実際、第9期介護保険事業計画に向かいまして2種類のアンケートを実施しております。1つは、回収済みの、553件回収しております在宅介護実態調査。介護をされている方、在宅で介護をされている実態調査についてのアンケートについて、回収して分析中でございます。同じく今年の2月に5圏域各500人ずつ、市内で65歳以上の2,500名の方を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のアンケート結果を今集計、分析中となっております。今後は、国から今回のアンケート調査結果の活用例の提示もございまして、今年の7月頃に次期計画の基本指針等も国から提示される予定となっておりますので、国の動向を注視しまして次期計画の作成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

(菅野) 国庫支出金についてですけれども、改善をする上で利用者の負

担増とならぬよう、国庫負担割合の引上げを国に要請できるか。要請して、それに国が応じてくれるかということもあるのですけれども、国から補助が出なければ市民にかぶせていく以外ないわけですよ。使っている人の利用料をどんどん上げていくということにはできないわけですよ、介護保険ですから。そこら辺を国に要請して、ちゃんと引き上げてくれて全自治体が言えば変わるのですか。要請できるかどうかということをお聞きします。

（介護保険課長）なかなかそれもまた大きなテーマでございまして、現在国のほうで社会保障審議会の介護保険部会等で同じく次期計画作成に向けて介護保険の在り方等の議論がされているということは認識してございます。こちらにつきまして、恐らく報道等も若干あるかもしれませんが、利用者負担の金額とか、そういったものも議論されているというふうには認識しておるのですが、ご質問の国庫負担割合も含めて、今後どのような方針が示されるか本市としても注視していきたいと思っております。

以上でございます。

（菅野）介護保険制度があって、だんだん体が動かなくなるのは、急に動かなくなるわけではなくて、少しずつ衰えていくわけですから、そういうことを認識できる人であれば介護保険を利用できるでしょうけれども、そうではない人は、例えば独り暮らしになったり、夫婦だけで、両方が一緒に年を取って行って、どちらも援助することが、どちらが悪くなってもできないなんていう場合などが往々にしてあると思うのです。そこら辺を要するに見て、行政に訴えてできるというのは民生委員ですか。民生委員だと人数が少ないですから、なる人、人数は多いわけですから、何とか自分の人生は自分で結末をつけられるように、どこに言えばいいですよとかという簡単な情報が提供できるかということです。市役所になかなか足は向きませんよね。ご近所の方が気づいて言ってくれるというのならまだしも。そこら辺も、私の住む生田塚団地は軒並み四捨五入すると80ですから、もうみんなびくびくして生きています。けがしたり、車にぶつかったり、そうしたことはいけないとか、そんなのみ

んなが気をつけて暮らしているのですけれども、そういう高齢者の悩みと利用者の負担増のことの解決方法の決め手というのがありますか。

（健康福祉部長）なかなか決め手というの難しいかもしれないですけれども、さっき委員おっしゃっていらっしゃいました独り暮らしの人とか高齢者のみ夫婦の方になるべく情報が届くように、広報紙も掲載したりとか、あと民生委員の方にも情報を持っていただいたりとか、あと社協さんでも福祉見守り員とかいらっしゃいます。あと、自治会の研修のときにも市のサービスというか、こういうふうに努めていますというのを情報提供差し上げたりしていますので、何らかしらで体が弱くなっていく方に、お困りになる前に情報が届けられたらいいのかなと思って様々やっているところがございますので、そういうところで何かご活用、どこかにつながるといことがこれからは大事なのかなと思います。以上です。

（菅野）生出塚では、軒並み四捨五入すると80過ぎか手前なのです。それがもう800世帯中、うちの班なんか元気な人は1軒ぐらいしかないのです、20軒以上あって。ですけれども、いわゆるサロンのようなものを社協に手続するとできるので、生出塚ほっとサロンというのをつくって、月に一、二回、なるべく誘ってゲームしたり、かるた取りしたり、何かしようねとかやっていて、社協からはそれなりの、少しですけれども、補助金もいただけるのです。そういうことをやっているのですが、やっぱりどこか楽しいことがないと人って集まれないです、幾ら年取ろうが。少しぐらい間違っことを言っても、別にみんな何も言わないし、最後は大笑いして、月に一、二回サロンというのを集会所でやって、みんな最後は余ったお菓子を持って帰るのですけれども、社協がそういう活動をしているよというのも教えていただいたりすれば、隣近所で数人集まって、暖かい日は桜の木の下で歌を歌ったり何なりするのですけれども、そういう簡単にできるのがちょっとあちこちに1つ2つできればいいなと思うのです。だから、そこら辺の、市報か何かに載せれば少しはそういうのが影響が及んで楽しい人生になるのですか。ここら辺ちょっと検討できるかどうかですね。

(健康福祉部長) 委員ご紹介いただいたような地域のサロン、そういうサロンってすごく大事だと思うのです。しっかり行政がサポートしていくというのももちろん大事なのですが、地域で緩やかにいつも誰かとつながっているということがすごく大事で、そのことによって何か困ったとき、いつも顔を見ていらっしゃるお仲間の方が、では相談してみなよって、そっと背中を押していただけたらとか、どこかにつないでいただけたらという効果もあると思いますので、おっしゃるようにならぬところに居場所ができるのが理想なのだと思います。そういったところで社協さんの力を借りながらとか、市でも努力しながら、ただ補助金、交付金を出すのでやってくれというのだとなかなか続かないので、市民の皆さんで、では地域でサロンをやってみようかという、その機運を高めていくのが行政としても難しいところなのでございます。そういうところを工夫しながらできたらいいなと思っているのが現状です。以上です。

(菅野) ボッチャとかカローリングとかってあるではないですか。あとは、かるたをやるとか、そういうボッチャやカローリングなんてスポーツですから、それなりに投げたり、転がしたり、あれがとてもいいのですけれども、量があまり少ないです。誰かが借りていったら、1個しかないから、もうないって言われてしまって、早い者勝ちで。もう少し、ボッチャとかカローリングは体育館に借りに行くのです。ですから、ちょっと社協とは場所が違うのであれなのだと思いますけれども、そういうのも利用すれば、年がら年じゅう混んでいるわけではないと思いますので、ぜひ何かやりたいというグループがあれば、そういうのも教えていただければ、うんと楽しく大笑いして済むので、ぜひ力を貸していただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

(諏訪) では、令和5年度介護保険特別会計予算について質問をいたします。

通告では、予算書のほうのまず525ページ、介護認定訪問調査事業、認定調査員の人数なのだと思いますけれども、先ほど前任者のほうが新規の認定の件



数、また更新の件数、新規に関しては職員の方が必ず調査に行くということと、更新に関しては委託をするということをございましたけれども、実際に市で抱えている認定調査員の人数をまずいただきたいと思えます。

（介護保険課長）令和5年3月1日現在、認定調査員の人数は、市の職員が6名でございます。それで、事業所等への委託人数が計238名となっております。

以上でございます。

（諏訪）6名の市の職員の方が新規の件数をやるということなのですが、今結構やはり市外の病院に入院をされていて、そこに認定調査に行くというケースもかなりあるようなのですけれども、市外で行っている調査の件数の割合というのは大体どのぐらいになるのでしょうか。

（介護保険課長）確かに今委員おっしゃるとおり病院とか、比較的市外の病院もしくは施設等に調査に行くことも多いのですが、市外の調査件数の割合というのは正確なデータは保持していませんが、令和5年1月末の1週間の調査でちょっと回答させていただきますと、7日間で全部で66件の調査をしておりますが、66件の調査のうち45件が市内、21件が市外となっております。市外につきましては、主に病院や施設での調査となっておりますので、割合としましては約3割強が市外の調査というふうに認識しております。

以上でございます。

（諏訪）認定調査そのものがやはり時間もかかりますし、あとは調査結果をまとめたりするのも時間かかります。それで、さらに市外ですと距離がありますので、実際に移動する時間帯も結構かかるかなと思うのですが、1日に大体お一人の方が何件受け持つのかを伺いたいと思えます。

（介護保険課長）おおむね1日に調査員の者が、確かに委員おっしゃるとおりかなり、1件で1時間、もしくは認知をお持ちの方等は1時間半程度かかるというふうに聞いております。それで、調査員につきまして、その調査員のスケジュールによるのですが、おおむね午前1件、午後

に1件が基本ベースとなっております。ただし、同じ病院に複数人調査が可能な場合は複数人、人数を調査するということをございます。例えば今確かに委員おっしゃるとおり市外で、例えば上尾のがんセンターとか大宮のほうの病院に行くにはかなり移動時間がかかりますので、私が始業の前に必ず朝アルコールチェックとかするのですけれども、8時半前にもうそういう調査員につきましては早めに出て行って、時間がかかりますので、早めに出ていくというのも現状でございます。

以上でございます。

（諏訪）1日1件もしくは2件ということですので、それでもなおやはり調査員にとっては負担になることもあるかなと思います。新規の方、逆に申請をした方というのはやはり不安を抱えていらっしゃると思いますので、そのときに初めて介護の入り口に入ったときに、認定調査員の言葉がけだとかってというのは結構貴重なものになるかなと思いますので、あんまり負担にならないような件数でお願いをしたいなと思います。

そして、基本チェックリストで予防介護の事業が使えますけれども、基本チェックリストで実際にサービスを使われている方というのは大体どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

（介護保険課長）事業対象者につきましては、介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業なのですが、要支援1、要支援2、事業対象者の方が使えるのですが、介護予防ケアマネジメントの件数的には4,102件でございます。そのうち、委員ご質問の事業対象者につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

（諏訪）では、基本チェックリストの件数については、また後で構いません。

予防介護の生活支援サービスをお使いになっているというか、予算が出ているのですけれども、通所のほうのサービスは結構順調にいつているかと思うのですが、訪問介護のほうでも行っている事業所というのはどのぐらいあるのでしょうか。

（介護保険課長）訪問型相当サービスにつきましては、市内14事業所、

市外12事業所の合計26事業所でございます。

(諏訪) そうしますと、市内は12事業者が提供しているということでしょうか。

(介護保険課長) すみません、もう一回数字を。介護予防・生活支援サービス事業の訪問介護相当サービスを提供している事業者、市内が14事業所でございます。市外が12事業所の合計26事業者でございます。

(諏訪) ページでいいますと527ページの施設介護サービス給付事業でございますけれども、先ほど前任者のほうも新規の特養ホームどうなっているという質問がございましたけれども、確かに昨年末に新規事業者、鴻巣が応募をした事業者が承認されたということが県のホームページのほうにも載っております、元気村さんが箕田に新設をするということで、100床ということなのですけれども、この新設に当たりましては、当然市の介護保険課の意見書がもちろん提出を求められて、意見書のほうの記入もされているかと思うのですけれども、その時点でこの新設の特養ホームに関して何か特別な事情があるとかということにはなかったのでしょうか。その意見書はどのように提出をされたのかを伺いたしたいと思います。

(介護保険課長) 基本的に意見書は、介護保険事業計画の施設整備計画、市の介護保険事業計画の施設整備の分量が適切かどうかということになっておりますので、鴻巣は第8期の介護保険事業計画の最後の令和5年度に100床の特別養護老人ホームを計画しておりましたので、そちらが委員おっしゃるとおり、ちょっと令和5年度は建設ができないのですが、またその100床がございますので、計画に合致しているというようなことで意見書を書かせていただきました。

(諏訪) ホームページで見ると箕田という番地が出ておりますけれども、大体どの辺になるのでしょうか。確認をしたいと思えます。

(介護保険課長) 整備予定地は、住所でいいますと箕田3522番地ほかとなっております、ドン・キホーテの近くのところの敷地という、あの辺の敷地ということをお伺いしております。

(諏訪) では、続いて539ページの地域ケア会議推進事業なのですけれど

も、これは毎月行われているかと思うのですけれども、いつときコロナの関係で開催もどうだったのかなというのもあるのですけれども、その開催の内容についてお伺いいたします。

(介護保険課副参事) お答えいたします。

会議の内容についてですが、市町村は、包括的、継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を設置しております。個別ケースを検討する地域ケア個別会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等、地域の関係者が協働して、介護支援専門員の資質向上に資するよう、ケアマネジメント支援を通じて介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していきます。個別ケースの検証により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進していきます。個別ケースの検討に当たりましては、直接サービスの提供に関わっていない歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の第三者を含めた多職種が自立支援に向けた助言をしていただきます。本市では、毎月1回、年10回、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所と、あとサービス提供事業所にも来ていただいて、地域包括支援センターと居宅のケアマネジャーさんに事例提供をしていただきまして、医療、介護関係者の協力の下、4事例のケース検討と、2か月後に4事例のモニタリングの経過を報告する場を設けております。運動、栄養、口腔機能等の生活機能評価をして、本人がどうなりたいか、目標、サービスは妥当か、ケアプランに位置づけられているかなど、第三者から助言をいただきます。いただいた助言を本人に伝えて、必要時にプラン変更するなど、本人を自立に向けて支援していきます。この会議を通して、本人の自立支援とともに、傍聴を設けてケアプランの立案をしている介護支援専門員の資質向上も目的としております。この会議で出た地域課題を、年2回の自立支援型地域ケア推進会議を設けて、課題の整理と解決に向けた検討を行

っております。あと、先ほどお話のあったコロナの中ではという中では、ウェブ会議等を設けて実施をしていた回数もございました。

以上です。

（諏訪）とても有効な会議だと思いますけれども、4事例を提案して、それを皆さんで検討して、次にその4事例をモニタリングをしてと、ケアプランの改定もしてというようなことなのですけれども、結構ハードな感じはするのですけれども、4事例はやはり実際に行っているプランで提供されるわけなのですけれども、プラン変更に至るケースなどもあったのでしょうか。それを伺いたと思います。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

プラン変更にご本人様の合意で多少の変更をしたというケースもあるように聞いております。

以上です。

（諏訪）あと、地域課題の掘り起こしになるかと思えますけれども、実際にここで検討された中で、主な地域課題として取り上げられて、推進会議ですか、そういったところに持ち出されたものというのはあるのでしょうか。

（介護保険課副参事）お答えいたします。

地域課題については、開始した当初からありまして、移動支援であったり、あとは短期集中の予防事業であったり、幾つかたくさん出ているのですが、その中で短期集中のリハビリについては、出た中からうちの事業として立ち上げたものになります。

以上です。

（諏訪）先ほど傍聴も可能というふうに聞こえましたけれども、傍聴ができるわけですか。

（介護保険課副参事）サービス事業所の方や介護支援専門員の方に傍聴していただいて、自分のケースの参考にさせていただいたりとか、やっぱり資質向上とか、自立に対する考え方とか、その辺を見ていただきたいために、傍聴という形で設けております。開始当初はたくさんの方に傍聴していただいたのですが、コロナのこともあってから傍聴をできない

時期もあって、最近ではちょっと傍聴が少なくなっております。

以上です。

（諏訪）続いて、541ページの介護給付費等費用適正化事業なのですが、いわゆるケアプラン点検、あと住宅改修点検という項目がありますけれども、この結果の内容を伺いたいと思います。

（介護保険課長）ケアプランにつきましては、ケアマネジャーが担当しているケアプランにつきまして、それを講師へ郵送いたしまして、添削後ケアプランチェック実施報告を返送していただき、各事業所へ添削結果をフィードバックして実施してございます。令和4年度のケアプランチェック件数は、令和3年度48件につきましてケアプランチェックのほうをさせていただいております。なお、このケアプランチェックにつきましては、厚生労働省のケアプラン点検支援マニュアル等を参考に、居宅サービス計画が適切な表記方法になっているかとか、アセスメントもしくはサービス内容が適切かということ、もしくは自立支援に資するものとして十分な内容となっているかについて記載されているものでありまして、私もケアプランチェックの内容を確認するのですが、確かによく、こういうふうを書くのかなというのが、私も介護支援の専門員ではないのですが、非常によく分かりますので、介護支援専門員のほうに何人か意見交換しますと、今まで自分が気づかなかった点についてアドバイスがいただけるので、かなり今後の介護支援専門員の技術向上になるのではないかというふうな意見もいただいているところでございます。今後は、地域包括支援センター等にも情報を提供いたしまして、予防プランの作成についても技術向上について役立てていきたいと考えております。

以上でございます。

（諏訪）住宅改修の点検については、別ではないわけですか。この中に含まれて、48件の中に含まれているのでしょうか。

（介護保険課長）住宅改修につきましては、またこれには含まれてはいないです。詳細につきましては、住宅改修や福祉用具の貸与とか購入については、当然申請書類が上がって、その必要性等を書類審査等で確認

しておるのですが、例えば住宅改修につきましても、この部分に手すりをつけるとかっていう、要するに写真等で確認するのですが、その改修内容がちょっと、改修費用が高額になっていたりとか、例えば申請書類から果たしてこれが被保険者の方の自立支援につながるかどうかで分かりづらい部分につきましても、市の職員もしくは専門的知見を持っている理学療法士の専門職の一部を委託して確認を実施している次第でございます。

以上でございます。

(委員長) 時間になりました。あと直接聞いてください。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 表が出されていますけれども、調定額と収納率等について、令和3年度は滞納が29.8%、それから令和4年は17.5%と。これは金額にすると4,200万の減額ということなのではないでしょうか。これが調定額と収納率等の中で計上されています。

それから、認定状況ですけれども、最終的に要支援1から要介護5まで4,626名が認定を受けているということなわけです。大変それらの人々も、市の福祉施策の中で、だんだん体が動かなくなっていくという中で、よりよい方法がないかと思うわけです。それで、一番びっくりするのは、介護保険料の滞納による延滞金というのが3年度は16万700円、2年度は56万7,400円、元年度は23万5,300円。3年度は116件だそうです。2年度は357件、元年度は150件ということで、なかなかお金の面でも体の面でも、今の介護保険制度の中では、本当に人間らしく生きるということがどこかで阻まれているというような、そんな数値を感じますので、国と含めて行政がよりよい方向に持っていけるように今後もっと努力するべきであると思いますので、反対をします。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 令和5年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩します。

(休憩 午後4時05分)



(開議 午後4時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鴻巣市文化芸術振興基本条例について議題とします。

既に2月7日に説明し、委員の皆様のご了承をいただいておりますので、委員会で決定したいと思っております。

お諮りいたします。鴻巣市文化芸術振興基本条例について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、鴻巣市文化芸術振興基本条例は原案のとおり可決されました。

なお、条例案は16日の議会運営委員会に提出し、20日の最終日に上程となりますので、ご了承ください。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては委員長に一任願います。

2日間大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。これにて終了いたします。

(閉会 午後4時06分)